静岡市障がい者共生のまちづくり計画

令和３～５年度

障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し、支え合い、

地域で安心して自分らしく暮らすことのできる

「共生都市」の実現

静岡市　令和３年●月

パブリックコメント用　素案

※完成版の計画冊子では、次ページ以降の内容に加え、以下の内容を追加

することを検討しています。

・冊子全体へのふりがな（ルビ）

・個別施策のイメージ図等

・市の事業、関連団体等の活動の紹介を目的としたコラムページ

・切り取って使用することが可能なヘルプカードの様式

・視覚障がい者のための音声読み上げ用コード

・新規掲載事業の一部　等

※この計画では、「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の

文脈から、人や人の状況を表す場合に、「害」の字を「ひらがな」で表記します。ただし、団体等の固有名詞や法令及び制度の名称に関するものは漢字とします。

※掲載事業については、予算措置の状況により変更が生じる可能性があります。

※計画冊子の完成版は、２色刷り印刷を予定しています。

目次

第１章　計画策定に係る基本的事項

１　計画策定の趣旨　１ページ　２　国の動向　２ページ　３　計画の位置づけ　４ページ　４　計画の対象　５ページ　５　計画の期間　５ページ　第２章　静岡市の障がい者施策等の状況　１　障害者手帳交付者数等の状況　６ページ　２　市民アンケート調査の結果【概要】　７ページ　３　前計画の効果測定　11ページ　第３章　計画の目指す方向性

１　計画の全体図　13ページ　２　基本理念　15ページ　３　基本目標　16ページ　４　SDGｓの推進　17ページ　５　施策の体系　18ページ　６　本計画を効果測定する成果目標の設定　20ページ　第４章　分野別の施策について　１　権利擁護・理解促進　25ページ　２　地域生活支援　41ページ　３　医療・保健　79ページ　４　生活環境　85ページ

５　安全・安心　97ページ　６　子ども　103ページ　７　雇用・就労　19ページ　８　文化活動・市民生活　129ページ　　〇障害福祉サービス等の提供基盤の整備について　141ページ　第５章　計画の推進　１　PDCAサイクルによる計画の推進　143ページ　２　障がい者福祉施策に関係する会議体　144ページ　障害福祉サービス等 掲載ページ早見表

以下、サービスの種類とページ数。計画相談支援　50　障害児相談支援　51　施設入所支援　55　地域移行支援　56　地域定着支援　57　自立生活援助　58　居宅介護　60　重度訪問介護　61　生活介護　62　自立訓練（機能訓練）　63　自立訓練（生活訓練）64　短期入所（福祉型）　65　短期入所（医療型）　66　療養介護　81　共同生活援助　86　共同生活援助（日中サービス支援型）87　同行援護　90　行動援護　91　児童発達支援　104

医療型児童発達支援　105　放課後等デイサービス　106　保育所等訪問支援　107　居宅訪問型児童発達支援　108　福祉型障害児入所支援　109　医療型障害児入所支援　110　就労移行支援　120　就労定着支援　121　就労継続支援Ａ型　124　就労継続支援Ｂ型　　125

第１章　計画策定に係る基本的事項

１　計画策定の趣旨

本計画は、本市の障がい者福祉施策について、障がいのある人を取り巻く環境の変化や制度の改正等に対応するため、３年ごと定期的に見直しを行っているもので、静岡市では、前計画期間から、以下の３つの計画を一体的に策定しています。

①市町村障害者計画

自治体における障がいのある人のための施策の基本的な内容を定めるもの

②市町村障害福祉計画

障害福祉サービスや地域生活支援事業などが、今後どの程度必要になるかの見込みや、必要なサービスの提供量を確保するための方法や取組などを定めるもの

③市町村障害児福祉計画

　障がい児のためのサービスが、今後どの程度必要になるかの見込みや、必要なサービスの提供量を確保するための方法や取組などを定めるもの

　国では、平成23年度の「障害者基本法」の改正以来「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」の成立、「障害者権利条約」の批准など障がいのある人の権利の保護や尊厳の尊重を重視した取組が進められています。

　静岡市では、障がいのある人もない人も等しく権利や意思を尊重され、幸せで豊かな生活を送り、必要な支援を受けることができる共生のまちづくりを進めてまいります。

　そして、世界水準の都市「世界に輝く静岡」の実現を目指す本市は、「SDGｓ未来都市」・「SDGｓハブ都市」としてSDGsも踏まえて施策を実行していきます。

　上記を踏まえ、本市の障がい者福祉施策について、中・長期的な見通しを立て、医療・保健、生活環境、教育、安全・安心、就労、将来に向けた支援等、幅広い分野にまたがる課題の解決を目指します。

　なお、今回の計画では、早期発達支援や医療的ケア児等への支援、市民との協働・交流など、静岡市ならでは取組を加速していくとともに、新たな大分野として「安全・安心」を位置付けることで、障がいのある人の災害時の支援体制を確保していきます。

２　国の動向

平成23年度　　障害者基本法改正。障害者権利条約への批准に向けて、条約の趣旨を反映　平成24年度　障害者虐待防止法施行。障がい者への虐待の禁止、虐待の通報義務、虐待を受けた障がい者に対する保護、自立の支援、養護者に対する支援措置、自治体の役割等について規定。平成25年度　障害者総合支援法一部施行。障害福祉サービスの利用対象に難病が追加され、身体・知的・精神・発達障がい等とともに、生活に困難のある人に対して、　　谷間のない制度運営を整備。障害者差別解消法成立。（平成28年４月１日施行）障がい者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別として位置づけ、行政機関及び民間事業者の責務について明記するとともに、差別を解消するための支援措置等について規定。雇用分野における障がいを理由とする差別については、改正障害者雇用促進法に規定。平成26年度　障害者権利条約批准。障害者基本法改正をはじめとする各法令の整備を経て批准。「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」が目的。平成28年度　障害者総合支援法改正。児童福祉法改正。障がい者が望む地域生活支援や多様化する障がい児支援のニーズへの対応の強化を図る。平成30年度から自立生活援助や就労定着支援、外出困難な重度障がい児を対象とした居宅訪問による発達支援等のサービスを新設。平成30年度から「障害児福祉計画」を策定。ニッポン一億総活躍プラン閣議決定。

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置。地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現を目指していく。

平成30年度　社会福祉法改正。「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念について規定。市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨について規定。バリアフリー法改正。理念規定を設け、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」を明確化。バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化について規定。障害者における文化芸術活動の推進に関する法律　施行。障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進について規定。ユニバーサル社会実現推進法成立。ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的として成立。　令和元年度　障害者雇用促進法改正。（令和元年６月／令和元年９月／令和２年４月施行）障がい者の活躍の場の拡大について規定。国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等について規定。読書バリアフリー法成立。（令和３年4月施行）障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として成立。令和２年度　社会福祉法改正。地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援。社会福祉連携推進法人制度の創設等について規定。バリアフリー法改正。「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策の取組強化。国民に向けた広報啓発の取組推進等について規定。新型コロナウイルス感染症の拡大により、障がいのある人を含むあらゆる人々の生活に変化が訪れました。「新しい生活様式」「ウィズコロナ」「ポストコロナ」に対応する社会の実現が求められています。

３　計画の位置づけ

「静岡市障がい者共生のまちづくり計画」は、「第３次静岡市総合計画」の分野別の制作・施策のうちの「健康・福祉」、重点プロジェクトのうちの「健康」「共生」に該当するものです。

「静岡市が定める福祉関連計画」としては、健康福祉基本計画の一端を担う位置づけであり、地域福祉基本計画や健康爛漫計画にも重複する部分があります。その他、子ども・子育て若者プラン、健康長寿のまちづくり計画、（仮称）歯と口腔の健康づくり推進計画、（仮称）がん対策推進計画などとも連携しながら進めていくものです。

「静岡市が定めるその他の関連計画」としては、ユニバーサルデザイン基本計画や、駅周辺地区バリアフリー基本構想があり、これらと連携しながら進めていきます。

　「国・県の関連計画」としては、国が定める障害者基本計画や県が定める障害福祉計画・障害児福祉計画があります。

また、本計画は、①市町村障害者計画（策定根拠：障害者基本法第11条第３項）自治体における障がいのある人のための施策の基本的な内容を定めるもの②市町村障害福祉計画（策定根拠：障害者総合支援法第88条）障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の必要な量の見込みと、その必要量を確保するための方策等を定めるもの③市町村障害児福祉計画（策定根拠：児童福祉法第33条の20）障害児通所支援等の必要な量の見込みと、その必要量を確保するための方策等を定めるものの３つの計画を一体的に策定しています。計画を一体的に策定することで、①障害福祉サービスや市単独事業、他分野にまたがる施策等の全体像を総合的に把握することができます。②障がい福祉計画に定める「成果目標」を達成するための課題や障害福祉サービス等で対応することができない障がい者のニーズに対して重点的に市単独の事業や施策を計画・実施できます。

４　計画の対象

この計画の対象は、障がいの有無にかかわらず、多様な個性を持ち、互いに尊重し、認め合い、支え合う主体として静岡市に暮らす全ての市民とします。

この計画において「障がいのある人」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病その他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人であり、障害者手帳を所持している人に限定されません。

さまざまな障がい

①身体障がい：手・足を思うように動かせない　視えない　聞こえない　うまく発声できない　内臓の働きが弱い　など

②知的障がい：18歳までに起こった知的発達の遅れのために社会生活に適応する能力に制限がある状態

③精神障がい：統合失調症　気分障がい（うつ病、躁うつ病等）　依存症（アルコール、薬物、ギャンブル等）てんかん　など

以下は、複数の障害に跨るものです。

④強度行動障がい：直接的な他害（噛みつき・頭突き等）や間接的な他害（睡眠の乱れ・同一性の保持等）自傷行為等が通常考えられない頻度・形式で出現している状態

⑤高次脳機能障がい：けがや病気によって脳に損傷を負うことで発生する記憶力や注意力、身体機能などの様々な障がい

⑥発達障がい：自閉症スペクトラム　学習障がい（ＬＤ）注意欠陥多動性障がい（ＡＤＨＤ）

知的障がいを伴う場合がある

⑦重症心身障がい：身体障がい１・２級かつ知的障がいＡ等級

⑧医療的ケアが必要な障がい：人工呼吸器、たんの吸引　人工的水分栄養補給（胃ろう、経管栄養）

⑨難病：原因が分からない　治療法が未だない

★複数の障がいがある人や、障がいのある人と障がいのない人のはざまで悩みを抱えている人もいます。

５　計画の期間

本計画の計画期間は、令和３年度から令和５年度までの３年間とします。（以下、図を記載。内閣府障害者基本計画、都道府県障害福祉計画等の比較図）

第２章　静岡市の障がい者施策等の状況

１　障害者手帳交付者数等の状況

（１）障害者手帳交付者数の推移（２）身体障害者手帳交付者の状況（３）療育手帳交付者の状況（４）重症心身障がい児者の状況（５）精神障害者保健福祉手帳交付者の状況（６）通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況（７）特定医療（指定難病）受給者の状況（８）障害福祉サービスの利用状況　などの統計情報を掲載予定です。

２　市民アンケート調査の結果【概要】

「令和元年度障がい福祉に関する市民アンケート調査」より。調査期間：R1.12.17（火）からR2.１.８（水）まで。調査対象：市内にお住まいの障がいのある人5,000人、障がいのない人3,000人。有効回収：障がいのある人2,113票（42.3％）、障がいのない人1,109票（36.9％）。①地域における「共生」が進んでいると感じますか？

障がいのある人（ｎ＝2,113）かなり進んでいる　1.7%　少しは進んでいる　10.0%　あまり進んでいない　15.0％　進んでいない　19.8%　わからない　49.2％　無回答　4.3％

障がいのない人（ｎ＝1,109）かなり進んでいる　0.7%　少しは進んでいる　15.3%　あまり進んでいない　24.3％　進んでいない　11.5%　わからない　46.6％　無回答　1.5％

＜障がいのない人における障がいのある人との交流状況別＞

（かなり進んでいる・少しは進んでいるの割合を抜粋）

全体（n=1,109）　16.0％　家族親戚にいる（n=330）18.8％　学校や職場の同僚として交流がある（n=121）19.0％　知人・友人として交流がある（n=120）26.7％　地域行事などの活動で交流がある（n=38）36.9％　ボランティア活動で交流がある（n=39）23％　地域で見かける程度（n=274）18.7％　その他（n=95）17.9％　交流する機会がほとんどない（n=305）8.2％

　○「地域における共生」の進捗に対する考えは、障がいのない人よりも障がいのある人で「進んでいない」と感じる人の割合が高くなっています。　地域における共生が進んでいると感じている人（かなり進んでいる・少しは進んでいる）は障がいのある人で11.7%、障がいのない人で16.0%となっています。（過去のアンケート結果では、H25：14.5%（障がいの有無によるわけなし）H28：障がいのある人17％、障がいのない人20.９%となっており、減少傾向となっています。）　障がいのない人における障がいのある人との交流状況別では、「交流をする機会がほとんどない」人よりも「地域行事などの活動で交流がある」人は共生が進んでいると感じる割合が高いことがわかります。

　②障がいのある人に対する差別や偏見があると感じますか？

障がいのある人（n=2,113）ある／あうと思う・少しはあると思う　27.4％

ない／ないと思う　63.5％　無回答9.1％

障がいのない人（n=1,109）ある／あうと思う・少しはあると思う　84.1％

ない／ないと思う　9.6％　無回答6.3％

障がいのある人よりも障がいのない人の方が、差別や偏見があると感じています。

「ある」と答えた人の割合は、障がいのある人で27.4％、障がいのない人で84.1％

（「あると思う」と「少しはあると思う」合計）となっています。

（２）障害福祉サービス等の利用について　サービスを希望通りに利用できていますか？

全体（n=609）利用できた71.6％　利用できなかった　18.4％　無回答10.0％

身体障害者手帳（n=366）利用できた72.7％　利用できなかった　17.2％　無回答10.1％

療育手帳（n=360）利用できた73.3％　利用できなかった　20.0％　無回答6.7％

精神障害者保健福祉手帳（n=102）利用できた73.5％　利用できなかった　12.7％　無回答13.7％

指定難病（n=27）利用できた77.8％　利用できなかった　18.5％　無回答3.7％

　障害福祉サービス等を利用する人の70％は希望通りに利用できていますが、希望通りに利用できなかったと感じている人も20％程度います。希望通りに利用できなかったサービスや主な要因・利用できなかったサービスでは「短期入所」が42.9％で特に高い結果となっており、次いで、「移動支援」が17.9%、「居宅介護」が9.8%、「日中一時支援」が9.8%となっています。利用できなかった理由としては、「定員に空きがなく、またはホームヘルパーの確保が困難なため」が32.1％と最も高く、「土日に利用したいが、事業所が開所していない」が13.4%、「サービスの質に不安がある」が13.4%となっています。

（３）障がい者に必要な支援について

障がいのある人が安心して暮らしていくために必要なことは何ですか？

身体障害者手帳所有者、療育手帳所有者、精神保健障害者保健福祉手帳保有者、指定難病のある人のいずれも「手当・年金などの経済的な支援の充実」が必要と答えた人の割合が最も高くなりました。

身体障害者手帳保有者では「障がいのある人に配慮したまちづくりの推進」が、療育手帳所有者、精神保健障害者保健福祉手帳保有者及び指定難病のある人では「身近な相談場所の整備」が２番目に高くなりました。「身近な相談場所の整備」は、身体障害者手帳所有者でも３番目となり、多くの意見を集めました。その他、「就労支援」、「医療機関やリハビリテーション施設の整備の充実」、「障がいの早期発見・早期治療（支援）の推進」等が特に高い結果となりました。

　（４）障がいのある児童について　お子さんの療育・教育で困ることはどのようなことですか？　身体障害者手帳所有者、療育手帳所有者及び指定難病のある人の保護者は「今後の進学・進路選択で迷っている」、精神障害者保健福祉手帳所有者の保護者は「仕事ができない」が最も高くなっています。市民アンケート調査の詳細な結果は、市HPに掲載しています。（URL:https://www.city.shizuoka.lg.jp/000\_006609.html）

３　前計画の効果測定

国の指針に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の提供体制の確保に係る平成30年度から令和２年度までの３年間における目標を下表のとおり定めました。

（以下数値は、目標値、令和元年度実績）

【成果目標１】福祉施設の入所者の地域生活への移行　(1)入所施設から地域での生活に移行する人数　42人　37人　目標達成見込み　(2)入所施設を利用する人の減少数　20人減　18人減　目標達成見込み　【成果目標２】精神障がいにも対応した地域包括的支援体制の構築　(1)保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置　設置済み　設置済み　目標達成見込み　(2)入院後３か月以内に退院できる人の割合　69％　85％　目標達成見込み

(3)入院後６か月以内に退院できる人の割合　84％　91%　目標達成見込み　(4)入院後１年以内に退院できる人の割合　90％　95%　目標達成見込み　(5)精神科病床における1年以上長期入院者数　374人　415人　目標達成困難　【成果目標３】地域生活支援拠点等が有する機能の充実　拠点の整備箇所数　整備済み　整備済み　目標達成見込み　【成果目標４】福祉施設から一般就労への移行等　(1)就労移行支援事業所等を通じて一般就労する人数　108人　118人　目標達成見込み　(2)就労移行支援事業所を利用する人数227人　199人　目標達成見込み　(3)就労移行率が３割以上の就労支援事業所の割合50％　69.2%目標達成見込み　(4)就労定着支援を利用する人の支援開始から１年後の職場定着率　80％　88％　目標達成見込み　【成果目標５】障害児支援の提供体制の整備等　(1)児童発達支援センターの箇所数　２ヶ所　２ヶ所　目標達成　(2)保育所等訪問支援の実施箇所数　２ヶ所　２ヶ所　達成　(3)-1主に重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援の実施箇所数　８ヶ所　６ヶ所　目標達成困難　(3)-2主に重症心身障がい児を受け入れる放課後等デイサービスの実施箇所数　６ヶ所　６ヶ所　目標達成

(4)医療的ケアを必要とする障がい児支援のための協議の場の設置　設置　設置　目標達成

成果目標に関する分析　成果目標のうち令和元年度末時点で目標を達成していないものや達成が困難である見込みのものについて、以下のとおり分析しています。

【成果目標１】「福祉施設の入所者の地域生活への移行」について

（１）令和元年度末時点で37人でした。過去３年間の平均移行者数は12人であり令和２年度に同等数が移行することが想定されるため、目標値42人を達成する見込みです。

（２）目標を達成する見込みですが、静岡市が支給決定し、市外の施設に入所していた方が亡くなられたことによる減少であると思われ市内の施設における入所者や待機者は減少していません。地域生活に移行する人を増やすには、入所施設での支援と同程度の支援が地域でも提供できるよう、引き続き重度の障がい者にも対応することができる訪問系サービス、共同生活援助（特に日中サービス支援型）、生活介護等の充実を図っていく必要があります。

【成果目標２】「精神障がいにも対応した地域包括的支援体制の構築」について

（５）令和元年度末時点で415人となっており目標値である374人以下を達成することは困難の見込みです。ただし平成26年度から令和元年度までの減少率でみると静岡市は、17.2%となっており、全国平均の10.3%を大きく上回る削減を行っています。

【成果目標４】「福祉施設から一般就労への移行等」について

（２）令和元年度時点で199人ですが、平成30年度から令和元年度の利用者数の伸び率19.0％を加味すると令和２年度は目標値である227人を上回る見込みです。

【成果目標５】「障害児支援の提供体制の整備等」について

（３）－１　令和元年度時点で６箇所となっており目標値の８箇所を下回る予定です。未就学期という限られた期間において重症心身障がい児のニーズに応じた支援体制に必要な人員の確保しつつ、運営を継続していくことが困難であることなどが原因であると考えられます。

第３章　計画の目指す方向性

「静岡市障がい者共生のまちづくり計画(令和３～５年度）」について

静岡市は、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の３本の計画を１本化して策定しています。この計画は、障がいの有無に関わらず、多様な個性を持ち、互いに尊重し、認め合い、支え合う主体として静岡市に暮らす全ての市民」を対象としています。

静岡市の課題

１　前計画のPDCAサイクルから

　　前計画の成果目標のうち、達成困難の見込であるものが２つありました。

・重症心身障害児を受け入れる児童発達支援の実施箇所数

・精神科病床における１年以上長期入院者数

２　市民アンケート結果から

　・将来の生活、災害や緊急時の対応に不安を感じる人が、障がい種別ごと36.3～59％程度いる

・「障がい児の進学・進路」「仕事ができない」に不安を感じる保護者が、過半数以上いる

・共生が進んでいると感じる人の割合」は、障がいのある人が11.7%、障がいのない人16%に留まっている。一方で、共生都市の実現に交流機会の創出が有効である。

３　団体ヒアリングの結果やこれまでの課題から

・交通・移動支援等のサービス等の利用のしやすさの向上

・障害福祉サービスの充実（短期入所・グループホームの充実・新規サービス）

・親亡き後支援、災害時の備え・事業所への防災支援

・計画相談支援・障害相談支援の充実

国の動向

障害者基本計画における各分野(施策)に共通する視点

①～⑤略

障害福祉計画・障害児福祉計画の基本理念

①～⑦略

基本理念　　障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し、支え合い、地域で安心して自分らしく暮らすことのできる「共生都市」の実現

基本目標　①障がいの有無にかかわらず権利や意思を等しく尊重すること②社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ（アクセシビリティ）を向上させ、社会参加を支援すること③多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること

施策の体系　８つの大分野を設定します。

①権利擁護・理解促進～認め合う・守る～②地域生活支援～支え合う・つなぐ～③医療・保健～健康を保つ～④生活環境～暮らす～⑤安全・安心～備える～⑥子ども～育てる・学ぶ～⑦雇用・就労～働く～⑧文化活動・市民生活～楽しむ・参加する～

静岡市ならではの取組　①「共生都市」の実現を目指す：計画の策定や施策の立案にあたり、障がいのある人や支える人の意見を広く伺い、協働して作りあげていくプロセスを重視しています。本市の「協働」の在り方を計画にも反映させるため関係団体の優れた取組などを計画に盛り込みます。様々な機会をとらえ、障がいのある人とない人の交流を促進していくことで共生都市の実現を加速します。

②本市ならではの優れた取組を加速：あそびのひろば・ぱすてるひろばなどの早期発達支援や発達障害者支援センターの幅広い世代に向けた支援などの本市独自の取組を加速するとともに、医療的ケア児等への切れ目のない支援体制を更に強化していきます。「教育・福祉・医療の連携」等、多機関連携を推進していきます。③安全・安心、将来に向けた支援体制を確保します：近年の災害の頻発化により高まっている危機感や市民の声に応えるべく、重点的課題に位置付け、障がいのある人の視点にたった防災・災害対策を強化していきます。8050問題、親亡き後支援について「まいむ・まいむ」による多機関連携により将来に向けた支援体制を構築します。

2　基本理念

本市の障がい者福祉施策における目指す方向性を、「基本理念」として次のとおり定めます。

障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し、支え合い、地域で安心して自分らしく暮らすことのできる「共生都市」の実現

静岡市は、障がいの有無・国籍・文化・性別・年齢等の違いを認め合い、「和の精神（＝人々がお互いに親しみを持って、助け合い、他人のことを思いやる心）」を持ってつながり、共に暮らすまちであることを目指しています。

また、障害者基本法第１条には、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」と規定されており、障がいのある人もない人も相互に尊重するということは、障がい者福祉施策における基本的な考え方であるといえます。

障がいのある人が、障がいがあることによって、障がいのない市民と同じように、安心・安全な生活を送ったり、望むように選択、決定、行動したりすることを妨げられることのないよう、必要な支援を充実させるとともに、地域住民の一人として、地域の活動に参加したり、他の地域住民を支える存在として取り組んだりすることができるよう「地域共生社会」を推進することで、「共生都市」の実現を目指します。

3　基本目標

基本理念に基づき、障がい者福祉施策を検討する上での基本的な視点を「基本目標」として次の３つのとおり定めます。

①障がいの有無にかかわらず権利や意思を等しく尊重すること

障がいがあることによってできないことや、諦めなければならないことがあったり、気持ちや考えを主張できず、自分の意思に関係なく、他人に決定されてしまうようなことがあってはいけません。障がいのある人を差別したり、虐待したり、偏見を持ったりしないことは勿論、障がいのある人の求めに応じ、可能な限りサポートする姿勢も大切です。

②社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ（アクセシビリティ）を向上させ、

社会参加を支援すること

障がいのある人が利用する福祉サービスは勿論、障がいのない人も利用する様々なものを利用しやすくするよう工夫や配慮を施すことで、障がいのある人が生活する上で感じている様々な困難を解消し、さらに読書環境の整備や文化芸術等の多様な活動に参加する機会を確保し、障がいのある人の生活の質や幸福感を向上させ社会生活がより便利で豊かなものとなることを目指します。

③多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること

障がいのある人に対する支援は、障がいの範囲の拡大や医療技術の発展等によりますます多様化しており、また、外見からは障がいと分からないことや年齢や性別、環境と障がいとが複合的な原因となることにより二次的な困り感が生じることもあることから、多機関が連携しながら多様な施策により対応していくことが求められます。サービスや支援は、入所施設や病院ではなく、できるだけその人が生まれ、育ち、住み慣れた地域で生活できるように充実させていきます。こうした体制を支える障害福祉人材の確保に向けた取組を進めていきます。

４　SDGｓの推進

SDGs（Sustainable Development Goals=持続可能な開発目標）は、平成27年９月の国連サミットで採択されたアジェンダに記載された2016年から2030年までの世界共通の目標であり、日本としても、国や地方自治体を含め、各関係機関で積極的に取り組んでいるところです。

SDGsは、「17のゴール」と「169のターゲット」から構成されており、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指しています。

世界水準の都市「世界に輝く静岡」の実現を目指し、SDGs未来都市・ハブ都市として、日本・世界の先進都市としてSDGsを積極的に推進していく本市は、SDGsも踏まえて、施策を実行していきます。

～SDGsの17のゴール～

①貧困②飢餓③保健④教育⑤ジェンダー⑥水・衛生⑦エネルギー⑧成長・雇用⑨イノベーション⑩不平等⑪都市⑫生産・消費⑬気候変動⑭海洋資源⑮陸上資源⑯

平和⑰実施手段

SDGsのターゲットを本市の施策と関連付けて取り入れることで、目標を達成するための推進力として活用していきます。

・すべての人々に対して、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（適切な医療・支援等を支払い可能な費用で受けられること）を達成すること。

・障がいのある子ども等の弱い立場にある人が、あらゆるレベルの教育や職業訓練の機会に平等にアクセスできるようにすること。

・障がいのある人を含むすべての人について、完全かつ生産的な雇用、　　　働きがいのある仕事、同一労働同一賃金を達成すること。

・障がいのある人を含むすべての人が、公共交通機関や公共スペースを安全かつ容易に利用できるようにすること。　　等

個別の施策ごとに、特に関連する目標やターゲットを記載しています。

５　施策の体系

基本理念－基本目標－分野別の施策

（以下、【大分野】課題を８つに分類→【小分野】課題に対する施策の柱）

１権利擁護・理解促進→①障がいへの理解を深める活動の促進②ボランティア・NPO等による協働の促進③障がいを理由とする差別の解消④意思疎通・意思決定の支援⑤虐待の防止

２地域生活支援→①相談支援体制の充実②地域移行を推進するための支援③日常生活を支援するためのサービスの充実④経済的な支援の充実⑤人材の確保と資質の向上⑥将来の生活を考えるための支援（新規）

３医療・保健→①障がいに配慮した地域医療の提供②リハビリテーション支援の推進③医療費助成の実施

４生活環境→①地域における住居の確保②外出支援の充実③まちのユニバーサルデザイン・バリアフリーの充実

５安全・安心（新設）→①防災・防犯意識の向上と備えの推進②災害時等における支援体制の充実

６子ども→①障がいの早期発見・早期支援②医療的ケアを必要とする障がい児等の支援

③学校教育における障がい児の支援

７雇用・就労→①就労につなげ、支える支援の充実②障がいの状況や環境の変化に応じた就労の場の確保③福祉的就労における工賃向上の支援

８文化活動・市民生活→①文化・スポーツ等を通じた社会参加の推進②生涯を通じた多様な学習・文化活動の機会の提供③行政サービスにおける利用のしやすさの向上

具体的な個別施策

法定サービス等：課題解決の基礎となるサービス等で、特に、障害福祉計画・障害児福祉計画に関連するもの。障害福祉サービス・障害児通所支援・相談支援・地域生活支援事業　等

大分野１：心のバリアフリーイベント、成年後見制度利用支援事業　等

大分野２：地域生活支援拠点等の整備、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、障害者相談支援事業、計画相談支援、訪問系サービス（居宅介護等）、日中活動系サービス（生活介護等）等

大分野３：かかりつけ医等発達障害対応力向上研修　等

大分野４：共同生活援助（日中サービス支援型）、同行援護、移動支援事業　等

大分野６：医療型児童発達支援等障害児通所支援、医療的ケア児等支援協議会の設置　等

大分野７：就労移行支援、就労定着支援　等

大分野８：障害者スポーツ推進事業、点字・声の広報等の発行　等

市の事業：法定サービス等では対応することができない障がいのある人のニーズに対して、障がいのある人の日常生活等を支援していくための市が実施する事業。

大分野１：地域における障がいの理解促進事業、障害者差別解消法に基づく相談事業　等

大分野２：精神障がい者地域移行支援事業、依存症対策事業　等

大分野３：障がい者歯科保健推進事業、重度心身障害者医療費の助成　等

大分野４：市街地のバリアフリー化、文字情報サインの設置　等

大分野５：新型コロナウイルス感染症対策関連事業、障害者災害時体制強化事業　等

大分野６：医療的ケア児等支援コーディネーター配置、市立こども園における医療的ケア児の受入れ、特別支援連携協議会の運営　等

大分野７：「就フェス」開催事業、精神・発達障がい者しごとサポーター養成講座、「農・福 連携」の推進　等

大分野８：障がい者スポーツへの理解促進と情報提供の実施、市立図書館における福祉サービスの実施　等

６　本計画を効果測定する成果目標の設定

国の指針に基づき令和３から５年度までの目標を設定（以下数値は市が定める目標値）【成果目標１】福祉施設の入所者の地域生活への移行(1)入所施設から地域での生活に移行する人数25人 (2)入所施設を利用する人の減少数10人減【成果目標２】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(1)入院後３か月以内に退院できる人の割合69%(2)入院後６か月以内に退院できる人の割合86%(3)入院後１年以内に退院できる人の割合92%　(4)精神科病床における1年以上長期入院者数計測中【参考指標】退院後１年以内の地域における平均生活日数（新）316日以上【成果目標３】地域生活支援拠点等が有する機能の充実(1)拠点の整備箇所数整備済み(2)運用状況の検証・検討年2回【成果目標４】福祉施設から一般就労への移行等(1)就労移行支援事業所等を通じて一般就労する人数150人(2)就労移行支援事業所を通じて一般就労する人数（新）111人(3)就労継続支援Ａ型事業所通じて一般就労する人数（新）24人(4)就労継続支援B型事業所通じて一般就労する人数（新）15人 (5)就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用した人の割合（新）70％(6)就労移行率が８割以上の就労定着支援事業所の割合（新）70％【成果目標５】障害児支援の提供体制の整備等(1)-1児童発達支援センターの箇所数 3箇所(1)-2保育所等訪問支援の実施箇所数 ３箇所 (2)主に重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援の実施箇所数 ７箇所(3)主に重症心身障がい児を受け入れる放課後等デイサービスの実施箇所数６箇所(4)-1医療的ケアを必要とする障がい児支援のための協議の場の設置 設置済み (4)-２医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置（新）20名【成果目標６】相談支援体制の充実・強化等（新）体制確保【成果目標７】障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築（新）体制構築

成果目標の考え方と目標達成に向けた主な取組

本計画における成果目標の考え方と、目標達成に向けた取組は以下のとおりです。成果目標の考え方について、国の基準のとおり定めているものについては説明を省略しています。

【成果目標１】

（１）国の基準では、福祉施設から自宅等での生活に移行する人数について、令和元年度末時点の入所者数の6.0％（34人）以上を地域生活に移行させることとなっていますが、過去３年間の平均移行者数の状況から予測される令和２年度中の地域移行者数が12人であり、本市が支給決定している人の状況を対象施設に調査した結果によると、訪問系サービス、共同生活援助等につなぐことにより、地域移行が可能であると考えられる人が13人いることから25人を目標値としました。

目標達成に向けた主な取組み

・社会福祉施設等施設整備補助→142ページ

・地域生活支援拠点等整備事業→42べージ

・施設入所支援→55ページ

・地域移行支援部会での検討→144ページ

【成果目標２】

【参考指標】退院後1年以内の地域における平均生活日数は、都道府県が定める成果目標ではありますが、本市の精神障がいのある人の地域生活を支援していくために参考指標として設定し市の独自調査による調査と分析を行うこととします。

目標達成に向けた主な取組み

・地域移行支援→56ページ

・地域定着支援→57ページ

・共同生活援助→86ページ

・自立生活援助→58ページ

・精神障がい者の地域移行支援事業→59ページ

【成果目標３】

　地域生活支援拠点の運用状況の検証・検討を静岡市障害者自立支援協議会地域生活支援部会において年２回実施します。

目標達成に向けた主な取組み

・地域生活支援拠点等整備事業→42べージ

【成果目標４】

　国の基準どおり

目標達成に向けた主な取組

　〇「就フェス」開催事業→122頁

　〇就職面接会の開催→122頁

　〇精神・発達障がい者しごとサポート養成講座→122頁

　〇就労支援部会の実施→144頁

　〇就労移行支援→120頁

　〇就労継続支援A型→124頁

　〇就労継続支援B型→125頁

　〇就労定着支援→121頁

【成果目標５】

（２）目標値を７箇所と設定しました。これは、前計画の目標値を下回るものの、新たに整備する事業所として医療型児童発達支援センター（県内初）を見込むことにより、通常の児童発達支援事業所よりも比較的多くの定員を見込んでいます。また、通常の児童発達支援事業所では受け入れが困難な重度の医療的ケアを必要とする障がい児の受け皿としても期待されます。

（４）－２　国が示す指定特定・障害児相談支援事業所に配置される医療的ケア児コーディネーターの人数の目標値を20名とすることに加え、本市独自の医療的ケア児等コーディネーターを２名配置することを目指します。

目標達成に向けた主な取組

　　〇医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置→114頁

　　〇医療的ケア児等支援協議会→115頁

　　〇児童発達支援→104頁

　　〇医療型児童発達支援→105頁

　　〇保育所等訪問支援→107頁

　　〇放課後等デイサービス→106頁

【成果目標６】

国の基準どおり

目標達成に向けた主な取組

　〇障害者相談支援事業→47頁

【成果目標７】

国の基準どおり

目標達成に向けた主な取組

　〇障害福祉サービス等に係る各種研修の

活用による職員の人材育成→45頁

　〇障害福祉サービス事業所等指導監査実施事業→46頁

第４章　分野別の施策について

本計画に登載する施策は、障がいのある人を取り巻く様々な困難や課題を日常生活や社会生活に関わる各領域を考慮し８つの分野に区分しました。

大分野１　権利擁護・理解促進～　認め合う・守る　～

大分野２　地域生活支援～　支え合う・つなぐ　～

大分野３　医療・保健～　健康を保つ　～

大分野４　生活環境～　暮らす　～

大分野５　安全・安心～　備える　～

大分野６　子ども～　育てる・学ぶ　～

大分野７　雇用・就労～　働く　～

大分野８　文化活動・市民生活～　楽しむ・参加する　～

　８つに区分した「分野別の施策（大分野）」の下には、「課題に対する施策の柱（小分野）」として合わせて28の課題を解決するための取組みの方向性を設定しています。

　基本理念に掲げる「共生都市」を実現し、成果目標を達成するためには、各分野の施策が相互に関係していることに留意して、実施していくことも重要です。

　例えば、障がいに対する理解が深まることで（権利擁護・理解促進）、障がいのある人が働きやすく（雇用・就労）、様々な社会活動に参加しやすい（文化活動・市民生活）雰囲気が市民全体に浸透したり、地域で受けられる医療の体制（医療・保健）や、居住の場（生活環境）が充実し、更に、災害時の不安が取り除かれ（安全・安心）、将来への不安を解消することで、病院や施設から地域に移行できる障がいのある人が増える（地域生活支援）ことにつながったりという相関性が考えられます。

　具体的な取組については、分野ごとに、①法定サービス等（障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援、地域生活支援事業等の課題解決の基礎となるサービス等で、特に「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」に関連するもの）と②市の事業（法定サービス等が対応していない障がいのある人のニーズに対して、障がいのある人の日常生活等を支援していくための市が実施する事業」を分けて掲載しています。

また、障害福祉サービス等の活動指標（利用者数、利用量）は、以下の方法で算出しています。

○見込利用者数（1か月あたりの実人数）の考え方：

前年度利用者見込数×伸び率（H30→R1）＝Ａ

　○見込利用量（１か月あたりの延べ利用時間数）の考え方：

一人当たり利用量（※）×見込利用者数（Ａ）

　 ※一人当たり利用量は、R１延べ利用量÷R１利用人数です。

このような推計から、利用者数や利用量が現在より増加する見込みの障害福祉サービス等で、現在の事業所数や定員数ではサービスの提供体制が不足してしまう恐れがあるものや、地域課題の解決のために必要であると考えられるものについて、事業所数等を増加する活動指標を設定しています。

とくに、新規に整備が必要になるものについては、「障害福祉サービス事業所等の提供基盤の整備について（141ページ）」に記載しています。

１　大分野１　権利擁護・理解促進　～認め合う・守る～

障がいのある人にとっても暮らしやすい共生都市を実現するためには、多様な障がいや障がいのある人のことについて、障がいのある人も障がいのない人も理解することが大切です。「権利擁護・理解促進」分野における取組は、他の分野別の施策を円滑に実行するために必要な基本的な課題です。

アンケート調査では、「地域における共生が進んでいる」と感じている市民の割合は、障がいのある人で11.7％、障がいのない人で16.0％という結果でした。

一方で、障がいのない人のアンケート調査の結果では、「交流をする機会がほとんどない人」よりも「地域行事などの活動で交流がある人」の方が、共生が進んでいると感じる割合が高いことがわかりました。

このため、障がいのある人とない人の関わり合いの機会を充実させることや、市民が積極的に参画する環境づくりを行うことで、共生都市の実現に向けた取組を加速させていきます。そして、これらの取組においては、障がいのある人自身が、自分の考えや、思いを発信していく場を大切にします。

また、世間の理解が進んでいない障がいや特別な支援や理解が必要となる高次脳機能障がいや視覚障がいなどの障がいについて、理解促進のための取組を行います。

そして、障がいがあることが理由で不当に差別されたり、虐待を受けたりすることがないよう、障害者差別解消法などの関係法令に基づいて、権利擁護に取り組むとともに、制度の周知等に努めます。

「権利擁護・理解促進」分野における施策の柱

(1)障がいへの理解を深める活動の促進

(2)ボランティア・NPO等による協働の促進

(3)障がいを理由とする差別の解消

(4)意思疎通・意思決定の支援

(5)虐待の防止

(1)障がいへの理解を深める活動の促進

法定サービス等　１

事業名称：心のバリアフリーイベント

事業概要：全ての人々がお互いの心や身体の個性を大切にしてコミュニケーションを取り、支え合う共生社会の実現を目指し、心のバリアを取り除くためのイベント等を実施

活動指標①：心のバリアフリーイベントの実施

R元年度実績：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

R3年度目標値：実施

R4年度目標値：実施

R5年度目標値：実施

活動指標②：イベント参加者アンケートの共生社会への理解が深まった人の割合

R元年度実績：なし

R3年度目標値：80％

R4年度目標値：80％

R5年度目標値：80％

活動指標：障害者週間における啓発活動の実施箇所数

R元年度実績：３箇所

R3年度目標値：３箇所

R4年度目標値：３箇所

R5年度目標値：３箇所

現状の分析及び課題：イベント来場者のアンケート結果では、障がいへの理解が深まったと回答した人の割合が高く（H29：82％、H30:71.5％）、障がい理解の促進のための効果がありましたが、今後は更に一歩踏み込み、共生社会について理解してもらう必要があります。心のバリアフリーイベントは、令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となっており、新しい生活様式のもとで障がいのある人と障がいのない人が交流することのできるイベントを企画する必要があります。

目標達成のための計画実施期間中における取組：心のバリアフリーに係る令和２年のバリアフリー法改正の趣旨を踏まえ教育機関との連携を検討します。

新しい生活様式を踏まえるだけでなくこれまで来場することが難しかった方も参加することができる心のバリアフリーイベントを企画し実施します。障害者週間における啓発活動において、共生社会への理解を進めるためSDGｓアイコンを取り入れます。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

市の事業（以下①事業名②事業内容③事業目標④R5目標値⑤目標達成のための計画期間中の取組　※担当課名・SDGｓ関連ゴールは省略）

１①地域における障がいの理解促進事業②地域の方の障がいのある人への理解が深まるように講座の開催などを行います③市政出前講座等の開催増加による普及活動の促進④３回⑤地区民生委員・児童委員協議会、市内小学校等に対し出前講座の周知を行います

２①市政出前講座の実施に係る地域の障がいのある人の参画②市政出前講座等で障がい福祉や差別解消に関する説明を行う際に障がいのある当事者に参画してもらうことで当事者の視点に立った理解啓発を進めます。また、情報発信ができる当事者を増やすことにつなげます③市政出前講座等に参加する当事者の増加④２人⑤開催にあたり当事者団体等と連携し出前講座への当事者への参加を依頼します

３①障がいの理解促進に関する普及啓発事業②精神障がい・こころの健康等に関する理解を促進させるための普及・啓発を目的に講演会や研修会を開催します③精神障がいの症状・特性を学ぶ研修・教室の開催④２回⑤精神障がい・こころの健康等に関する理解を深めるための効果的な普及・啓発方法を検討するとともに関係機関との連携をより一層促進します

４①【新規掲載】高次脳機能障がいの理解促進に関する普及啓発、相談・支援事業②高次脳機能障がいへの理解や支援が深まるように研修会や連絡会の開催をしたり支援ネットワーク促進の働きかけをしたりすることで、適切な相談、支援につなげます③支援者向け研修会や情報交換会の開催（１）研修の開催による普及活動の促進（２）高次脳機能障害情報交換会等によるネットワーク活動（３）高次脳機能障害相談会の開催⑤（１）１回（２）１回（３）２回⑤市内関係機関、支援機関や事業所、家族会への周知を行うとともに、関係機関と連携を進めます

市の事業（以下①事業名②事業内容③事業目標④R5目標値⑤目標達成のための計画期間中の取組　※担当課名・SDGｓ関連ゴールは省略）

５①学校教育における支え合いの意識づくりの推進事業②学校教育にて福祉への関心を広め、支え合う心を醸成する機会を充実③静岡市社会福祉協議会地域福祉推進事業補助金交付要綱に基づき静岡市社会福祉協議会に適切に補助金を交付。学校と地域が連携した福祉に関する事業の実施④適切な補助金の交付※市社協の事業目標：教員向け会議等の実施⑤静岡市社会福祉協議会地域福祉推進事業補助金交付要綱に基づき、静岡市社会福祉協議会に適切に補助金を交付。静岡市社会福祉協議会は、学校からの個別の相談に対応し、担当教諭向け研修の実施、福祉教育プログラムの提案や講師等の照会等を実施。

６①学校におけるボランティア活動の実施②小中学校において福祉への関心や障がいのある人への理解を広め地域のボランティア活動の取組を進めます③アンケートで人の役に立つ人間になりたいと回答する子どもの割合（１）小学生（２）中学生④（１）96％（２）94.4％⑤（１）教職員を対象に開催する道徳、人権教育担当者会で、ボランティア精神等について研修する機会を年２回実施（２）各小中学校において、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等でボランティア推進の授業を展開

７①こころのバリアフリープロモーター育成講座②障がいの有無にかかわらずお互いに支え合うことのできる地域づくりを目指し精神疾患や障がいの理解を深めるための講座を開催③（１）講座の実施による精神疾患や障がいを理解する機会の提供（２）受講者の理解度④（１）６回（２）アンケートで理解できたと答えた方の割合90％⑤（１）各分野の講師を早期に確保しチラシやホームページにより積極的に講座の周知を行います（２）講師との打合せを重ね受講生が理解しやすい内容に

(2)ボランティア・NPO等による協働の促進

法定サービス等　２

事業名称：アイボランティア入門講座・点字講習会

事業概要：視覚障がいのある人を助けるボランティアを増やすため、アイボランティア入門講座（視覚障がいへの理解、音訳、ガイドヘルプなど）と、点字講習会（点字の学習）を開催します

活動指標①：アイボランティア入門講座開催回数

R元年度実績：１回

R3年度目標値：１回

R4年度目標値：１回

R5年度目標値：１回

活動指標②：点字講習会開催回数

R元年度実績：２会場各１回

R3年度目標値：２会場各１回

R4年度目標値：２会場各１回

R5年度目標値：２会場各１回

現状の分析及び課題：

・受講者数の伸び悩みが課題となっており、増加に向けた取組が必要です。

・各講座において、８割以上の出席率を目指します。

・受講者が、講座終了後に支援団体の活動への参加に繋がるような取組が必要です。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・積極的な広報により、事業の周知を行います。

・出席しやすい会場や、日程など実施内容の見直しを行います。

・関連する支援団体の活動の周知と、修了生による持続的な視覚障がいのある人への支援の啓発を行います。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　３

事業名称：手話奉仕員・要約筆記者養成研修事業

事業概要：聴覚障がいのある人との交流活動やコミュニケーションを促進する手話奉仕員・要約筆記者を養成するための講座を開催します。

活動指標①：手話奉仕員養成講座開催回数

R元年度実績：２会場　R3年度目標値：２会場　R4年度目標値：２会場　R5年度目標値：２会場

活動指標②：要約筆記者養成講座開催回数

R元年度実績：１会場　R3年度目標値：１会場　R4年度目標値：１会場　R5年度目標値：１会場

活動指標③：手話奉仕員養成講座受講者数

R元年度実績：52人　R3年度目標値：60人　R4年度目標値：60人　R5年度目標値：60人

活動指標④：要約筆記者養成講座受講者数

R元年度実績：４人　R3年度目標値：10人　R4年度目標値：10人　R5年度目標値：10人

現状の分析及び課題：

・ボランティアを養成し、障がいを理解する人の裾野を広げる事業ですが、受講者を確保することが難しく、受講者数が前計画目標値を下回っています。

・手話奉仕員養成講座について、平成26年度から平成29年度まで、定員を80名で行ったところ、受講者への目が行き届かず、修了者が減ってしまったため、令和元年度に定員を60名に変更しました。その結果、受講者数は減少したものの、修了率は前年度を上回りました。（H31：87％／H30：67%)。

・要約筆記者養成講座は、県でも同様の事業を実施していることから、受講生確保や効率の面で実施方法の改善が必要です。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・ホームページ、広報紙などで奉仕員の活動をPRし、講座への参加を呼びかけていきます。

・要約筆記者養成講座の広報掲載時期を早めるとともに、受講生募集期間を延ばします。

・県と実施方法や開催場所について協議を行っていきます。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　４

事業名称：初心者向け手話講習会

事業概要：市民を対象とした初心者向け手話講習会を開催し、障がいのある人への理解を促進します。

活動指標：講座開催回数

R元年度実績：１回

R3年度目標値：１回

R4年度目標値：１回

R5年度目標値：１回

現状の分析及び課題：

・平成30年度より、市民向け講習会を、全４回開催しており定員は40名です。内容は小学４～６年生を対象とした手話教室ですが、周知不足などにより参加者が定員に達していないことが課題です。

・新型コロナウイルス感染症予防対策を意識した運営が必要になっています。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・過去3年の受講者および講師のアンケート結果をもとに、開催場所や回数、対象者について関係団体と協議をしながら、受講者数の増加に努めます。

・コロナ禍における「新しい生活様式」を意識した運営を行います。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

市の事業（以下①事業名②事業内容③事業目標④R5目標値⑤目標達成のための計画期間中の取組　※担当課名・SDGｓ関連ゴールは省略）

8①市民活動センターの運営②NPOの活動を通じて、障がいのある人への理解を深めるため、障がい者団体を含む市民活動を行う団体に、組織運営の指導や活動場所の提供などを行います。③市民活動センター登録団体数④1,100団体⑤番町及び清水市民活動センターにおいて、研修会・講座の開催、窓口相談の実施、市民活動拠点の提供などを行います

９①地域福祉交流プラザの運営②地域福祉の増進を図るとともに、地域福祉の交流の場を提供します③施設利用者数及び事業参加者数の合計④17.000人⑤「地域福祉交流プラザだより」や、ホームページ等を活用した講座の案内や会議室利用方法等の周知を行います

10①ボランティア活動を通じた支え合いの意識づくり推進事業②ボランティア活動の普及啓発を図り、福祉への関心を広め、支え合う心を醸成する機会の充実を目指します③静岡市社会福祉協議会地域福祉推進事業補助金交付要綱に基づき、静岡市社会福祉協議会に適切に補助金を交付する④適切な補助金の交付※市社協の事業目標：満足度70％以上⑤静岡市社会福祉協議会地域福祉推進事業補助金交付要綱に基づき、静岡市社会福祉協議会に適切に補助金を交付します。

市社協は、ボランティアの普及啓発を目的に、ボランティア団体等と連携し、市民に向けた啓発イベントを開催します

市の事業（以下①事業名②事業内容③事業目標④R5目標値⑤目標達成のための計画期間中の取組　※担当課名・SDGｓ関連ゴールは省略）

11①【新規掲載】市民ワークショップ「Voice of しずおか市民討議会」を活用した共生都市促進検討事業②日頃、障がいのある人と関わる機会が少ない人や、意見を表明する機会が少ない市民の意見を聴きながら、障がいの有無に変わらず自分らしく暮らすことのできる「共生都市」の実現に向けて検討する市民ワークショップ「Voice of しずおか市民討議会」を開催します。③市民ワークショップの実施④―（Ｒ３実施）⑤「Voice of しずおか市民討議会実行委員会」と連携しながら、共生都市の実現に向けた有用な議論にしつつ、ワークショップ参加者自身の障がいへの理解が深めるワークショップの方法を検討し、実施します

（３）障がいを理由とする差別の解消

12①障害者差別解消法に基づく相談事業②障がいを理由とする差別に関する相談に対応します。また、民間事業者等が合理的配慮の提供に積極的に取り組むよう、啓発や研修を行います。③（１）相談対応及び啓発（２）相談窓口増加④（１）実施（２）実施⑤（１）寄せられた相談に対し、適切な対応を行います。民間事業者等への啓発を行うため、出前講座の周知を行います。また、市職員に対する研修を行います（２）相談窓口の在り方を検討し、適切な数の窓口を設置します

13①静岡市障害者差別解消支援地域協議会②障がい福祉関係者や市内の民間事業者等で、障がいを理由とする差別の事例を共有したり、合理的配慮の在り方に関する意見を交換したりする協議会を運営します③障害者差別解消支援地域協議会の設置、運営の在り方を検討し、適正な運営を行う。④運営⑤障害者差別解消支援地域協議会を設置し、運営の在り方を検討します

（４）意思疎通・意思決定の支援

法定サービス等　５

事業名称：成年後見制度利用支援事業

事業概要：知的障がい、精神障がい、認知症等により、お金や財産の管理や日常生活を行うことが難しい人が、支援者がいないことなどが理由で成年後見制度の利用ができない場合に、市長申立を適切に行い、制度の利用につなげます。また、利用につながった後に、利用者に資産がない場合は、制度を利用するために必要な成年後見人への報酬の助成を行い、継続して利用できるよう支援します。

活動指標①：市長申立件数（１）認知（２）知的（３）精神

R元年度実績：（１）40件（２）２件（３）６件

R3年度目標値：（１）45件（２）5件（３）４件

R4年度目標値：（１）48件（２）6件（３）５件

R5年度目標値：（１）から（３）令和４年度までの実績等をもとに検討

活動指標②：　報酬助成の実施

R元年度実績：対象者拡大

R3年度目標値：実施

R4年度目標値：実施

R5年度目標値：実施

現状の分析及び課題：

・成年後見制度を必要とする市民について適切に市長申立てを実施し、制度の利用につなげることができています。

・報酬助成については、令和元年度から助成の対象を拡大し、市長申立てに限らず資産のない制度利用者の成年後見人の報酬について助成を行っています。対象拡大により、事業費の増大が見込まれます。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・今後も、研修等により職員の資質向上に努め、適切に市長申立てや報酬の助成を実施していきます。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　６

事業名称：成年後見制度法人後見支援事業

事業概要：法人後見業務を行う人と法人後見支援員としての活動を希望する市民後見人候補者とのマッチング等を行い、人材の確保を通じて法人後見を支援します。

活動指標①：市民後見人養成研修の実施

R元年度実績：第１期市民後見養成研修（実務編）の実施

R3年度目標値：第２期市民後見人養成 研修（実務編）の実施

R4年度目標値：第３期市民後見人養成研修の実施は市民後見人候補者数等実績をもとに検討

R5年度目標値：令和４年度と同様　令和４年度に基礎編が実施されれば実務編を実施

活動指標②：法人後見支援員となった市民後見人候補者の延べ人数

R元年度実績：0人

R3年度目標値：５人

R4年度目標値：６人

R5年度目標値：７人

現状の分析及び課題：

・前計画期間では、第１期市民後見人養成研修を実施し、13名の市民後見人候補者を市の名簿に登録しました。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・第２期市民後見人養成研修の実施

・法人後見業務を行う者（現時点では市社会福祉協議会を想定）と市民後見人候補者とのマッチング

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　７

事業名称：手話通訳者設置事業

事業概要：専任手話通訳者を市庁舎に配置し、市役所に訪れた聴覚、音声言語機能に障がいのある人がスムーズにコミュニケーションができるようにします。

活動指標：設置者数

R元年度実績：４人

R3年度目標値：４人

R4年度目標値：４人

R5年度目標値：４人

現状の分析及び課題：

・聴覚に障がいのある人への支援体制の充実のため、平成27年度から継続して各区役所と静岡庁舎に専任手話通訳者を配置することが出来ています。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・引き続き各区役所と静岡庁舎（障害福祉企画課）への配置を継続します。

・手話通訳者の活動環境の向上や事業実施において関係機関と情報共有を継続していきます。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　８

事業名称：手話通訳者・要約筆記者派遣事業

事業概要：聴覚、音声言語障がいのためにコミュニケーションをとることに支障がある人が、スムーズにコミュニケーションを取ることができるように、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、会議や説明会等の内容がわかるようにしたり、通院するときや買い物をするときなど、日常生活を支援したりします。

活動指標①：申請に対する派遣の割合

R元年度実績：100％

R3年度目標値：100％

R4年度目標値：100％

R5年度目標値：100％

現状の分析及び課題：

・登録手話通訳者・登録要約筆記者の派遣申請があったもの全てに対して派遣することができており、聴覚障がいのある人の社会参加の促進につながっています。

【令和元年度実績：申請件数（派遣人数）】　手話：947件（1,084人）、要約筆記：51件（74人）

・平成28年４月の「障害者差別解消法」施行以来、会議や説明会等における手話通訳者の配置についての認識は広がりつつありますが、今後は利用者への派遣にあわせ、同法の「合理的配慮」について一層の周知を図る必要があります。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・今後も引き続き派遣依頼があったもの全てに派遣をしていきます。

・毎年12月に実施している「障害者週間」の広報・啓発活動などの機会を活用し、「障害者差別解消法」における「合理的配慮」の考え方を引き続き周知していきます。

・手話通訳者の活動環境の向上や事業実施において関係機関と情報共有を継続していきます。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　９

事業名称：専門性の高い意思疎通支援事業

事業概要：専門性の高い技術を必要とする手話通訳者の養成、盲ろう者向け通訳兼介助者の養成、盲ろう者向け通訳兼介助者の派遣、失語症者向けの意思疎通支援者の養成を実施します。

活動指標①：手話通訳者養成・研修事業　②盲ろう者向け通訳兼介助者養成・研修事業③盲ろう者向け通訳兼介助者派遣事業④失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

R元年度実績：①～④実施

R3年度目標値：①～④実施

R4年度目標値：①～④実施

R5年度目標値：①～④実施

現状の分析及び課題：

・手話通訳者養成・研修事業、盲ろう者向け通訳兼介助者養成・研修事業、盲ろう者向け通訳兼介助者派遣事業、失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業について、静岡県、浜松市と三者で前計画の目標のとおり共同実施することが出来ています。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・今後も、障がいのある人のニーズへの対応が可能となるように、静岡県、浜松市と三者で情報共有しながら実施していきます。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

市の事業（以下①事業名②事業内容③事業目標④R5目標値⑤目標達成のための計画期間中の取組　※担当課名・SDGｓ関連ゴールは省略）

14①市民後見人養成研修事業②本人にとって、より身近な立場で、本人の意思を尊重し寄り添う支援を行う市民による後見人を養成するための研修を行います③（１）市民後見人養成研修の実施又は市民後見人候補者（研修修了者）の延べ人数（２）家庭裁判所から市民後見人として選任された延べ人数④（１）20人（２）８人⑤第２期市民後見人養成研修を実施します。

市民後見人候補者への活動支援を行います。市民後見人候補者と被後見人のマッチングのための受任調整会議を実施します

15①日常生活自立支援②認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者や、自分でものごとを判断することが難しい人が自立した地域生活を送れるよう福祉サービスの利用などの援助を行います③事業契約件数④450件⑤静岡市日常生活自立支援事業補助金交付要綱に基づき、静岡市社会福祉協議会に適切に補助金を交付します。市社協は、契約締結審査会の実施、関係機関連絡調整会議の実施、生活支援員の研修を実施します

（５）虐待の防止

法定サービス等　10

事業名称：障害者虐待防止対策支援事業

事業概要：障がいのある人への虐待を未然に防いだり、早期に発見したり、迅速に対応し、その後の適切な支援につないだりするために、地域の関係機関や、地域住民の方等の支援体制を強化したり、協力する体制を整備します。

活動指標①：虐待防止センター数

R元年度実績：11箇所

R3年度目標値：11箇所

R4年度目標値：11箇所

R5年度目標値：11箇所

活動指標②：虐待一時保護協定施設数

R元年度実績：5箇所

R3年度目標値：5箇所

R4年度目標値：5箇所

R5年度目標値：5箇所

活動指標③：法制度周知のための研修等の開催回数

R元年度実績：０回※新型コロナウイルス感染症のため中止。H30は２回開催

R3年度目標値：２回

R4年度目標値：２回

R5年度目標値：２回

現状の分析及び課題：

・虐待防止センター、虐待一時保護協定施設の適正な運営の継続が必要です。

・迅速・適切な対応を行うために、虐待防止マニュアルの改訂が必要です。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・虐待の通報があった際に、迅速な対応がとれるよう、行政、虐待防止センター、虐待一時保護協定施設、その他関係機関等の連携体制を強化していくために、「自立支援協議会　虐待防止部会」にて支援体制について検討を行います。

・虐待防止センターの周知のために、年１回「虐待防止センター一覧」を全事業所あてに配布します。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

２　大分野２　地域生活支援　～支え合う・つなぐ～

地域で自分らしく暮らしたいというニーズに応えて、福祉・医療が充実してきたものの、発達障がい、難病、依存症、高次脳機能障がい、強度行動障がいなど、障がいの範囲が拡大・複雑化していることや、医療的ケアを必要とする人や重症心身障がい児者などへの対応が必要になるなど、障がいのある人に対する支援については、ますます多様なニーズに対応していく必要があります。

これらを解決していくためには、相談支援体制の充実や地域生活支援拠点の機能拡充、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築など、地域移行・地域定着を推進するための支援、日常生活を支援するためのサービス、経済的な支援等を充実させていく必要があります。あわせて、これらの体制を確保するための人材の確保と資質の向上も重要です。

また、障がいのある人を介助する人は、60代以上の方が全体の44.8%を占めており、特に、精神障がいのある人を介助する60代以上の方は、52.7％となっています。障がいのある人を高齢の親が支援する「老障介護」の状態になっているケースも増加しています。また、アンケート調査では、日常生活で困っていることとして、「将来の生活に不安がある」を挙げる人も多くみられます。

こういった老障介護の問題の解決や、将来の生活への不安を解消するため、適切なサービスや制度につないでいくための体制の構築や障害福祉サービス事業所等の確保を進めていきます。

「地域生活支援」分野における施策の柱

(1)相談支援体制の充実

(2)地域移行を推進するための支援

(3)日常生活を支援するためのサービスの充実

(4)経済的な支援の充実

(5)人材の確保と資質の向上

(6)将来の生活を考えるための支援 【新設】

・大分野２　全体に係る事業

法定サービス等　11

事業名称：地域生活支援拠点等の機能拡充

事業概要：障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、様々な支援を切れ目なく提供するため、５つの機能（「相談」、「緊急時の受入・対応」、「体験の機会」、「専門性」、「地域の体制作り」）を持つネットワークを構築します。

活動指標①：設置

R元年度実績：設置

R3年度目標値：設置

R4年度目標値：設置

R5年度目標値：設置

活動指標②：運用状況の検証・検討回数／年

R元年度実績：２回

R3年度目標値：２回

R4年度目標値：２回

R5年度目標値：２回

活動指標③：コーディネーター配置人数

R元年度実績：２人

R3年度目標値：２人

R4年度目標値：２人

R5年度目標値：２人

現状の分析及び課題：

・障がいのある人が地域で暮らすため、通所、短期入所、ヘルパー事業等在宅サービスの人材養成や事業所間の連携を進める必要があります。

・各関係機関において、コーディネーターの役割の認識や拠点の面的整備における当事者意識が十分でないという課題があります。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・「専門的」機能として、強度行動障がい児者や医療的ケア児などに対する専門的な支援を行うことのできる人材育成を強化していきます。

・短期入所の受入を行う事業所において、緊急受入の好事例の共有や体験利用の促進により、緊急受入に対応できる事業所数を増加させていきます。

・各関係機関へ地域生活支援ネットワークとコーディネーターに関する周知、協力依頼を行います。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　12

事業名称：精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築事業

事業概要：精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療及び福祉関係者等による包括的な支援体制の構築を図ります。

活動指標①：保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置

R元年度実績：設置済み

R3年度目標値：設置済み

R4年度目標値：設置済み

R5年度目標値：設置済み

活動指標②：保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

R元年度実績：２回

R3年度目標値：２回

R4年度目標値：２回

R5年度目標値：２回

活動指標③：保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

①保健②医療（精神科）③医療（精神科以外）④福祉⑤介護⑥当事者⑦家族⑧その他（法律家）⑨その他（行政機関）

R元年度実績：①0人②４人③０人④５人⑤１人⑥１人⑦１人⑧１人⑨２人

R3年度目標値：①0人②４人③０人④５人⑤１人⑥１人⑦１人⑧１人⑨２人

R4年度目標値：①0人②４人③０人④５人⑤１人⑥１人⑦１人⑧１人⑨２人

R5年度目標値：①0人②４人③１人④５人⑤１人⑥１人⑦１人⑧１人⑨２人

活動指標④：保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

R元年度実績：２回

R3年度目標値：２回

R4年度目標値：２回

R5年度目標値：２回

現状の分析及び課題：

・入院後の退院率については高い水準で推移していますが、長期入院患者の地域移行・地域定着を推進していくため、必要な体制整備について引き続き関係機関との協議が必要です。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・地域移行の推進に係る課題や手法など官民協働で協議を行い、医療と福祉、行政が連携した地域移行支援体制の構築に取り組んでいきます。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　13

事業名称：障害福祉サービス等に係る各種研修の活用による職員の人材育成

事業概要：静岡県が実施する研修に、市職員が参加することで、専門知識を持つ市職員を増やしていきます。

活動指標①：相談支援従事者初任者研修の市職員参加人数

R元年度実績：0人

R3年度目標値：１人

R4年度目標値：１人

R5年度目標値：１人

活動指標②：障害支援区分認定調査員研修の市職員参加人数

R元年度実績：８人

R3年度目標値：８人

R4年度目標値：８人

R5年度目標値：８人

現状の分析及び課題：

・障害支援区分認定調査員研修には、毎年市職員が参加していますが、相談支援従事者初任者研修には、現在市職員からの参加者はいません。

・いろいろな分野にまたがる関連事業について、職員の知識が縦割り的になってしまうことが課題です。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・障害支援区分認定調査員研修には、毎年市職員が参加していますが、相談支援従事者初任者研修には、現在市職員からの参加者はいません。

・いろいろな分野にまたがる関連事業について、職員の知識が縦割り的になってしまうことが課題です。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　14

事業名称：障害福祉サービス事業所等指導監査実施事業

事業概要：指定障害福祉サービス事業所等の適切な運営の実現を図るため、指導監査を行い、その結果について、静岡県や浜松市と共有するための連絡会を開催します。

活動指標①：県・２政令市による情報共有実施回数／年

R元年度実績：０回

R3年度目標値：１回

R4年度目標値：１回

R5年度目標値：１回

現状の分析及び課題：

・静岡県、浜松市、静岡市の３者により、年に２回、連絡会を開催しています。

・事業者の指定と指導について、課題や解決策などの情報交換を行っています。

・それぞれの指導監査結果の状況については、共有できていないことが課題です。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・これまで行ってきた情報交換に加え、それぞれの指導監査結果についても情報共有を行うために、必要な連絡・調整を行っていきます。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

（1）相談支援体制の充実

法定サービス等　15

事業名称：障害者相談支援事業

事業概要：障がいのある人が、障がいの種類にかかわらず持っている能力や適性にあわせて自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、障がいのある人やその関係者からの相談に応じて必要な情報を提供したり助言をしたりして支援を行います。また、関係機関との連絡調整や地域連携システム（ネットワーク）を構築するための会議を開催します

活動指標①：相談支援事業所設置箇所数（１）委託（２）基幹

R元年度実績：（１）10箇所　（２）１箇所

R3～５年度目標値：（１）10箇所　（２）１箇所

活動指標②：地域の相談支援事業者に対する（１）訪問等による専門的な指導・助言件数（２）人材育成のために行う支援件数（３）連携強化の取組実施回数

R元年度実績：（１）159件（２）37件（３）57件

R3年度目標値：（１）160件（２）36件（３）65件

R4年度目標値：（１）184件（２）39件（３）76件

R5年度目標値：（１）208件（２）42.件（３）89件

現状の分析及び課題：

・解決が難しい事例についての相談が年々増加している上に、緊急時の対応や深夜早朝など時間に関係なく支援を行うことも必要となっており、業務量と報酬が見合っていないことと人員不足が顕著になっています

・8050問題に係る相談、家庭での生活が困難であるが入所施設等の福祉サービスの対応も困難な相談、触法障がい者を中心に金銭的なトラブルに関する相談が増加しています

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・現在の相談支援業務内容を精査し、真に必要な部分に重点的に取り組んでもらうための検討を行います

・各委託相談支援事業所の配置や業務内容の見直しについて検討します

・地域包括支援センターと連携し、8050問題に協働で取り組むための体制整備を行います

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　16

事業名称：発達障害者支援地域協議会の運営

事業概要：発達障がいのある障がい児者へのライフステージに応じた一貫した支援体制を整備するため、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者が連携の緊密化を図り、体制の整備について協議を行います。また、発達障害者支援センターの活動状況について検証を行います。

活動指標①：開催回数

R元年度実績：１回

R3年度目標値：１回

R4年度目標値：１回

R5年度目標値：１回

現状の分析及び課題：

静岡市発達障害者支援センターの活動状況が検証されることにより支援体制がブラッシュアップされています。令和２年度は「すくすくファイル」と「サポートファイル」の改訂を軸に教育と福祉の連携について協議された。今後も幼児期から成人期までの切れ目のない支援体制について協議を重ねていく必要があります。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

静岡市発達障害者支援センターの活動状況について、「静岡市発達障害者支援地域協議会」が検証する。

特別支援連携協議会と連携し、教育と福祉の連携について検討する。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　　17

事業名称：発達障害者支援センターの運営

事業概要：発達障がいのある障がい児者やその家族からの相談に応じて、指導や助言を行ったり、関係機関と連携して支援を行ったりする「発達障害者支援センター」を運営します。また、発達障がいへの理解促進や関係機関へのコンサルテーション（助言）を行うことで、地域の支援力の向上や緊密な連携による支援体制の構築を目指します。

活動指標①：相談件数（延べ）

R元年度実績：2,932件　R3年度目標値：2,764件　R4年度目標値：2,684件　R5年度目標値：2,606件

活動指標②：関係機関コンサルーション（助言）件数

R元年度実績：173件　R3年度目標値：184件　R4年度目標値：197件　R5年度目標値：210件

活動指標③：ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数【新】

R元年度実績：321人　R3～５年度目標値：321人

活動指標④：ペアレントメンターの人数【新】

R元年度実績：79人　R3年度目標値：85人　R4年度目標値：88人　R5年度目標値：91人

活動指標②：ピアサポートの活動への参加人数【新】

R元年度実績：15人　R3年度目標値：15人　R4年度目標値：15人　R5年度目標値：15人

現状の分析及び課題：

・相談業務の対象が個人から支援者に変わってきており、支援者の養成によりセンターの相談に結び付く前に課題が解消されることが増えています。

・問題が複雑化している相談が増え、１件あたりの電話対応に係る時間が長くなっています。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・発達障がいのある人に対する総合的な支援を行う拠点として、子どもから成人までライフステージにあわせて、関係機関との連携を強化していきます。

・居場所づくりのためのピアサポート活動に対しアドバイスや研修会を実施し、成人期の発達障がい者を支援します。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　18

事業名称：計画相談支援

事業概要：障害福祉サービスや地域相談支援を利用する全ての障がいのある人を対象に、サービスを利用するときに必要な「サービス等利用計画」を策定したり、サービス等の利用状況を検証したり、計画の見直しや、サービス事業所等との連絡や調整を行います。

活動指標①：利用者数

R元年度実績：4,265人

R3年度目標値：4,265人

R4年度目標値：4,661人

R5年度目標値：4,801人

活動指標②：相談支援専門員数（市が独自に設定）

R元年度実績：71人

R3年度目標値：117人

R4年度目標値：120人

R5年度目標値：124人

現状の分析及び課題：

・障害福祉サービスを利用する人が増え、支給決定者数が増加していることから、計画相談の利用者数は大幅に増加傾向にあります。それに伴い、相談支援専門員の人材確保が課題となっています。

・計画相談を利用したくても相談支援専門員が見つからないことなどによる望まないセルフプランの増加が課題となっています。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・障害者自立支援協議会の相談支援部会を中心に、対応策について協議します。

・相談支援事業所の新規開設を希望する事業者等の相談に積極的に応じるなど、新規開設に向けた対応を継続していきます。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　19

事業名称：障害児相談支援

事業概要：サービスを利用する児童の心と身体の状況や、その他の事情を踏まえて、利用する障害児通所支援の種類や内容等を記載した「障害児支援利用計画」の作成や、サービス事業所等との連絡調整を行います。また、モニタリング期間ごとに「障害児支援利用計画」の評価を行います。

活動指標①：利用者数

R元年度実績：1,756人

R3年度目標値：2,613人

R4年度目標値：3,188人

R5年度目標値：3,889人

活動指標②：相談支援専門員数（市が独自に設定）

R元年度実績：52人

R3年度目標値：67人

R4年度目標値：82人

R5年度目標値：100人

現状の分析及び課題：

・障害児通所サービスや障害福祉サービスを利用する人が増え、支給決定者数が増加していることから、計画相談の利用者数は大幅に増加傾向にあります。それに伴い、相談支援専門員の人材確保が課題となっています。

・計画相談を利用したくても相談支援専門員が見つからないことなどによる望まないセルフプランの増加も課題となっています。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・障害者自立支援協議会の相談支援部会を中心に、対応策について協議します。

・相談支援事業所の新規開設を希望する事業者等の相談に積極的に応じるなど、新規開設に向けた対応を継続します。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

市の事業（以下①事業名②事業内容③事業目標④R5目標値⑤目標達成のための計画期間中の取組　※担当課名・SDGｓ関連ゴールは省略）

16①民生委員・児童委員及び主任児童委員による地域福祉活動②見守りが必要な方への訪問活動、相談支援などを行います③相談・支援件数（障がいのある人に関すること）④1,350件（１）民生委員・児童委員及び主任児童委員に対する活動負担減の取組の実施（２）委員充足率の向上

17①うつ病対策事業②精神障がいへの対応や自殺予防等を進めるため、メンタルヘルス全般に関する電話相談を実施します③（１）週５日実施（２）９月の自殺予防週間における受付時間の拡大④（１）週５日実施（13時～16時）（２）９月自殺予防週間において、５日間、午前中３時間の受付時間の拡大⑤相談員全員が集まる定例会を計画的に開催し、困難ケースの適切な対応方法等について共有するとともに相談員の資質向上を図ります。

18①障害者相談員設置事業（身体・知的）②身体・知的障がいのある人やその家族が身近な地域で気軽に相談できるように、障がい当事者等が相談員として相談事業を行うほか、関係機関の事業への協力や、障がいへの理解促進のための活動をします③相談対応率（関係機関への紹介を含む）④100%⑤障害者相談員研修会の内容を充実させます。

19①精神障害者家族等相談員相談事業②精神障がい者とその家族からの相談に対して、同じ当事者家族という立場で相談を行います③家族会の家族相談員による相談事業の実施④214件⑤当事者団体に対し補助金を交付し、家族会による家族相談の活動を支援します

市の事業（以下①事業名②事業内容③事業目標④R5目標値⑤目標達成のための計画期間中の取組　※担当課名・SDGｓ関連ゴールは省略）

20①精神保健福祉相談事業②保健所や区役所にて、精神科医師による相談事業を行います③精神科医師による定例相談の実施④各区にて毎月１回実施⑤（１）「精神保健福祉のしおり」等により、事業周知するほか、電話相談時に窓口の案内を行います（２）精神保健福祉に関することについて、受診勧奨及び家族問題の調整等を行い、当事者やその家族の医療相談窓口として機能します

21①難病患者地域支援対策事業②在宅の難病患者及びその家族の療養生活の支援を行うため、保健師等が自宅を訪問し、日常生活についての相談や情報提供を行います。また、その支援について医師、事業者等で構成する評価委員会において検討します③難病患者在宅療養支援計画策定・評価事業の開催回数④３回⑤評価委員会を実施し、訪問支援について専門分野の意見や課題等の提案を受け、個別の支援計画の策定、評価を行います

市の事業（以下①事業名②事業内容③事業目標④R5目標値⑤目標達成のための計画期間中の取組　※担当課名・SDGｓ関連ゴールは省略）

２２①【新規掲載】依存症対策事業②（１）依存症家族教室：依存症当事者の家族を対象に家族のコミュニケーションスキルの向上を図るための教室を開催（２）アルコール問題スキルアップセミナー：地域の支援者の依存症関連問題への対応力の向上を図るために断酒会と協働してセミナーを開催（３）ギャンブル依存症集団回復プログラム：ギャンブル依存症の当事者を対象に個別面談や集団プログラムによる回復プログラムを実施（４）依存症問題研修会：地域の支援者を対象に依存症への理解や対応方法を深めることを目的として専門家による講演会を開催（５）依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備③（１）家族教室実施回数（２）セミナー実施回数（３）プログラム実施回数（４）講演会開催回数（５）依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関整備箇所数④（１）４回×２クール（２）10回（３）個人個別２回、集団５回（４）２回（５）２カ所⑤（１）ワークとクラフトを中心とした内容で、依存症当事者を持つ家族が当事者に対しどのように対応したらよいかを学ぶ場を提供（２）自助グループである断酒会の定例会の見学と、講義とワークを中心とした勉強会、困難事例の多職種による相談会、断酒会の自宅介入事例の報告会とで構成するセミナーを開催（３）認知行動療法に基づく集団療法と個人面接を通してギャンブル依存症患者の回復を図るプログラムを実施（４）講師を早期に確保しチラシやホームページにより積極的に講座の周知を実施。また、講師との打合せを重ね、受講生が理解しやすい内容に（５）依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関を選定し、静岡県と連携して人材育成や普及啓発を行うとともに、関係機関との連携を推進

（2)地域移行を推進するための支援

法定サービス等　20

事業名称：施設入所支援

事業概要：介護が必要な人や、施設への通所が困難な人で、生活介護や自立訓練、就労移行支援のサービスを利用している人に対し、居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。

活動指標①：利用者数

R元年度実績：573人

R3年度目標値：570人

R4年度目標値：567人

R5年度目標値：565人

活動指標②：事業所数

R元年度実績：8箇所

R3年度目標値：8箇所

R4年度目標値：8箇所

R5年度目標値：8箇所

活動指標③：定員数

R元年度実績：501人

R3年度目標値：501人

R4年度目標値：501人

R5年度目標値：501人

現状の分析及び課題：

・市内事業所全体の定員数に対して、多くの施設でほぼ満床の状態が続いています。住み慣れた地域での生活を支援していくという本計画の基本目標を踏まえ、新たな入所施設の開設や増床以外の方法で、多くの入所待機者がいる現状を改善していく必要があります。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・グループホームなどの入所施設以外の選択肢を活用を検討するなどして、特に重度の障がいのある人など、本当にサービスが必要な人が待機することなく施設に入所することが出来るような体制を進めていきます。

・多くの重度の障がいのある人の生活の場である入所施設について、新型コロナウイルス感染症や災害時の対策など、必要な支援を行っていきます。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　21

事業名称：地域移行支援

事業概要：障害者支援施設や児童福祉施設の入所者や、精神科病院に入院している人等を対象として、住まいを確保することや、地域での生活に移行するための相談などを行います。

活動指標①：利用者数

R元年度実績：１人

R3年度目標値：１人

R4年度目標値：１人

R5年度目標値：１人

活動指標②：うち精神障がい者数

R元年度実績：１人

R3年度目標値：１人

R4年度目標値：１人

R5年度目標値：１人

活動指標③：事業所数

R元年度実績：8箇所

R3年度目標値：７箇所

R4年度目標値：７箇所

R5年度目標値：７箇所

現状の分析及び課題：

・現在は支給決定者数が少なく、利用者数も横ばいで推移しています。サービス利用の実態等を把握する必要があります。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・適正なサービス提供ができるよう、引き続きサービス利用の実態把握に努めていきます。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　22

事業名称：地域定着支援

事業概要：居宅において単身で生活している障がいのある人や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がいのある人を対象として、常時の連絡体制を確保することで、障がいの特性が原因して生じる緊急の事態等に対する相談や支援を行います。

活動指標①：利用者数

R元年度実績：6人

R3年度目標値：5人

R4年度目標値：5人

R5年度目標値：5人

活動指標②：うち精神障がい者数

R元年度実績：２人

R3年度目標値：２人

R4年度目標値：２人

R5年度目標値：２人

活動指標③：事業所数

R元年度実績：9箇所

R3年度目標値：８箇所

R4年度目標値：８箇所

R5年度目標値：８箇所

現状の分析及び課題：

・支給決定に対する利用率は100％であるものの、地域移行者が生活するためのフォロー（相談・連絡）体制の構築は、特定相談、委託相談事業で対応することが多く、地域定着支援のサービス利用につながるケースは少ないため、今後の利用者数の減少が想定されます。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・適正なサービス提供ができるよう、引き続きサービス利用の実態把握に努めます。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　23

事業名称：自立生活援助

事業概要：入所施設やグループホームから出て、一人暮らしをする障がいのある人等に対し、居宅を訪問して生活状況などの確認と必要な助言や調整を行う。

活動指標①：利用者数

R元年度実績：なし

R3年度目標値：1人

R4年度目標値：２人

R5年度目標値：３人

活動指標②：うち精神障がい者数

R元年度実績：なし

R3年度目標値：なし

R4年度目標値：１人

R5年度目標値：１人

活動指標③：事業所数

R元年度実績：0箇所

R3年度目標値：１箇所

R4年度目標値：２箇所

R5年度目標値：３箇所

現状の分析及び課題：

・平成30年度に新設されたサービスであり、障がいのある人の一人暮らしを支え、障がいのある人の地域での生活を支援するためのサービスですが、現在、本市では利用実績がないことが課題です。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・障がいある人の一人暮らしを支え、障がいのある人の地域での生活を支援するためのサービスとして、３区に１事業ずつの整備を見込み、新規参入しやすい環境づくりのため、新規開設を希望する事業者の相談に積極的に応じていきます。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

市の事業（以下①事業名②事業内容③事業目標④R5目標値⑤目標達成のための計画期間中の取組　※担当課名・SDGｓ関連ゴールは省略）

23①退院後支援事業②措置入院患者等の退院後の地域生活を支援します③（１）地域連携協議会の開催（２）退院後支援計画の作成④１回開催②100％⑤医療機関等と連携し、措置入院者の退院後支援を行うとともに、精神障がい者を地域で支えるための体制整備について、警察・地域の関係機関等と継続的に協議を行います

24①【新規掲載】精神障がい者地域移行支援事業②精神障がいのある人の地域での生活を支援するため、協議会の開催、同じ障がいがある人を自分の経験に基づいて支援するピアサポーターの育成などを行います③（１）地域移行支援部会の開催（２）ピアサポーター養成研修の開催④（１）２回（２）２回⑤地域移行の推進に係る課題や手法など官民共同で協議を行い、医療と福祉、行政が連携した地域移行体制の構築に取り組んでいきます。併せて、精神障がいのある人が地域で安心して生活できるようピアサポーターの養成に取り組みます

25①難病患者等介護家族リフレッシュ事業②医療的ケアの必要な難病患者等を常時介護する家族の負担を軽減するため、医療的ケアを行う訪問看護師を派遣します。③委託事業所数④５事業所⑤利用者の希望するサービスが提供できるよう、現委託事業所数を維持するため、事業所への周知を行います。また、サービス提供事業所と年1回連絡会を開催します

（３)日常生活を支援するためのサービスの充実

法定サービス等　24

事業名称：居宅介護

事業概要：居宅において入浴・排泄等の介護、掃除・洗濯等の家事、その他生活全般にわたる援助を行います。

活動指標①：利用者数

R元年度実績：863人　身体介護648人　家事援助391人

R3年度目標値：873人　身体介護660人　家事援助402人

R4年度目標値：878人　身体介護664人　家事援助402人

R5年度目標値：883人　身体介護668人　家事援助405人

活動指標②：累計利用時間数／月

R元年度実績：14,771時間

R3年度目標値：19,995時間

R4年度目標値：21,584時間

R5年度目標値：23,300時間

現状の分析及び課題：

・利用者数、利用時間ともに増加傾向にあります。

・必要な事業所数を確保していくために、ヘルパー不足解消のための取組を推進していく必要があります。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・利用ニーズの拡大に対応できるよう、引き続きサービス利用の実態把握に努め、体制等を整えていきます。

・介護職員初任者研修受講就労助成金事業などを周知・活用し、ヘルパーの育成・増加を進めていきます。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　25

事業名称：重度訪問介護

事業概要：重度の障がいのある人で、常時の介護を要する人について、居宅にて入浴・排泄等の介護や、掃除・洗濯等の家事、その他生活全般にわたる援助や移動中の介護を総合的に行います。

活動指標①：利用者数

R元年度実績：53人

R3年度目標値：57人

R4年度目標値：60人

R5年度目標値：62人

活動指標②：累計利用時間数／月

R元年度実績：11,805時間

R3年度目標値：12,246時間

R4年度目標値：12,472時間

R5年度目標値：12,703時間

現状の分析及び課題：

・利用者数については、年２～３人程度の増加傾向を示しており、それに伴い利用時間も増加しています。

・利用者のニーズの多様化に対し、介護職員の確保が難しく、安定的なサービス提供に課題があります。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・利用者の増加が見込まれるのに対し、安定的なサービス提供ができるよう、サービス利用の実態把握に努めます。

・介護職員初任者研修受講就労助成金事業などを周知・活用し、ヘルパーの育成・増加を進めていきます。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　26

事業名称：生活介護

事業概要：常に介護が必要な人に対し、施設において入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動や生産活動の機会を提供します。

活動指標①：利用者数

R元年度実績：1,384人

R3年度目標値：1,470人

R4年度目標値：1,515人

R5年度目標値：1,561人

活動指標②：累計利用日数／月

R元年度実績：27,378日

R3年度目標値：30,223日

R4年度目標値：31,148日

R5年度目標値：32,094日

活動指標③：事業所数

R元年度実績：51箇所

R3年度目標値：52箇所

R4年度目標値：53箇所

R5年度目標値：54箇所

現状の分析及び課題：

・利用者数、利用日数ともに増加傾向であり、今後も増加することが予想されます。平均障害支援区分が５以上になると職員配置の大幅な増員が求められることなどにより、事業所の経営が難しくなっているため、重症心身障がいや強度行動障がいに対応できる事業所の確保が課題です。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・重度の障がいがある人に対応できる事業所の新規開設を希望する事業者の相談に積極的に応じます。

・強度行動障がい者支援施設サポート事業の活用などにより、施設の受入れ体制を強化していきます。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　27

事業名称：自立訓練（機能訓練）

事業概要：自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能の向上のため、リハビリテーションなどの必要な訓練を行います。

活動指標①：利用者数

R元年度実績：24人

R3年度目標値：33人

R4年度目標値：40人

R5年度目標値：49人

活動指標②：累計利用日数／月

R元年度実績：248日

R3年度目標値：325日

R4年度目標値：394日

R5年度目標値：483日

活動指標③：事業所数

R元年度実績：1箇所

R3年度目標値：2箇所

R4年度目標値：2箇所

R5年度目標値：2箇所

現状の分析及び課題：

・利用者数、利用時間ともに増加傾向にあります。専門的な設備や職員によるサービス提供の必要性が高いため、公設施設での当該サービスの提供を継続する必要があります。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・公設施設である「静岡市心身障害者ケアセンター」において、指定管理者と連携しながら、利用率やサービス内容の向上に向けた取組を進めていきます。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　28

事業名称：自立訓練（生活訓練）

事業概要：

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における生活能力の向上のために、入浴、排せつ、食事等の必要な訓練を行う。

活動指標①：利用者数

R元年度実績：40人

R3年度目標値：37人

R4年度目標値：37人

R5年度目標値：37人

活動指標②：累計利用日数／月

R元年度実績：484日

R3年度目標値：482日

R4年度目標値：482日

R5年度目標値：482日

活動指標③：事業所数

R元年度実績：3箇所

R3年度目標値：4箇所

R4年度目標値：4箇所

R5年度目標値：4箇所

現状の分析及び課題：

・利用者数、利用時間ともに減少傾向にあります。専門的な設備や職員によるサービス提供の必要性は高いため、公設施設等での当該サービスの提供を継続する必要があります。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・利用者数、利用時間数は減少傾向ではありますが、地域での自立した生活を支援していくサービスのひとつとして、公設施設である「静岡市心身障害者ケアセンター」において、指定管理者と連携しながら、利用率やサービス内容の向上に向けた取組を進めていきます。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　29

事業名称：短期入所（福祉型）

事業概要：

普段は自宅等で生活している方が、介護を行う人の疾病等の理由により短期間の施設への入所を必要とするときに、障害者支援施設等で、必要な介護等の支援を行います。

活動指標①：利用者数

R元年度実績：183人（うち児童15人）

R3年度目標値：303人（うち児童24人）

R4年度目標値：321人（うち児童26人）

R5年度目標値：340人（うち児童27人）

活動指標②：累計利用日数／月

R元年度実績：938日

R3年度目標値：1,439日

R4年度目標値：1,525日

R5年度目標値：1,615日

活動指標②：事業所数

R元年度実績：26箇所

R3年度目標値：35箇所

R4年度目標値：44箇所

R5年度目標値：54箇所

現状の分析及び課題：

・利用者数は増加傾向にあり、今後も利用ニーズは拡大していくと予想されます。

・多様な障がい特性に対応できる体制の整備が課題であり、併せて、緊急時の利用の受入れを調整する機能が必要です。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・障がい児の受入れを可能とする事業所が少ないため、障がい児に対応できる体制整備を進めていきます。

・短期入所サービス事業所や短期入所の併設が義務付けられている日中サービス支援型グループホームなどに社会福祉施設等整備事業費補助金を交付することで、短期入所の受け皿を増加していきます。

・地域生活支援ネットワーク事業（まいむ・まいむ）の機能を強化することで、緊急時でも短期入所が利用しやすい体制を構築していきます。

・短期入所利用時に健康診断書の様式を統一するなど、手続きの簡素化を検討していきます。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　30

事業名称：短期入所（医療型）

事業概要：

普段は自宅等で生活している人が、介護を行う人の疾病等の理由により短期間の施設への入所を必要とするときに、障害者支援施設（医療法に規定する病院）等で、必要な介護等の支援を行います。

活動指標①：利用者数

R元年度実績：50人（うち児童22人）

R3年度目標値：72人（うち児童31人）

R4年度目標値：73人（うち児童32人）

R5年度目標値：74人（うち児童33人）

活動指標②：累計利用日数／月

R元年度実績：207日

R3年度目標値：295日

R4年度目標値：299日

R5年度目標値：303日

活動指標③：事業所数

R元年度実績：3箇所

R3年度目標値：3箇所

R4年度目標値：3箇所

R5年度目標値：3箇所

現状の分析及び課題：

・利用者数、利用時間ともに減少傾向にあります。

・医療的ケアが必要な重症心身障がい者（加齢児）が利用できる短期入所先は依然として不足しており、介護者の負担を軽減する上でも大きな課題となっています。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・必要な人に支援がいきわたるよう、ニーズの把握に努めていきます。

・地域生活支援ネットワーク事業（まいむ・まいむ）の機能を強化することや医療的ケア児等コーディネーターを活用することで、緊急時でも短期入所が利用しやすい体制を構築していきます。

・短期入所利用時に健康診断書の様式を統一するなど、手続きの簡素化を検討していきます。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　31

事業名称：訪問入浴サービス

事業概要：

身体に障がいのある人で、家庭の入浴設備では入浴が困難な人に、入浴支援を行います。

活動指標①：登録利用者数

R元年度実績：62人

R3年度目標値：63人

R4年度目標値：64人

R5年度目標値：65人

現状の分析及び課題：

・利用者数も年々増加傾向にあり、安定してサービスを提供できています。

・年間利用上限回数が96回では少ないという利用者の声があり、増加の必要性を検討する必要があります。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・登録利用者へ利用回数の上限についてのアンケートを行い、結果を踏まえて必要性を検討していきます。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　32

事業名称：障害支援区分認定等事務

事業概要：

障がいのさまざまな特性やその他の心や身体の状態に応じてその人に必要な支援の度合いを示す「障害支援区分」の認定に係る審査や判定を行います。また、適切に審査や判定が行われるよう、審査会委員に対する研修を行います。

活動指標①：対象者数

R元年度実績：1,101人

R3年度目標値：1,627人

R4年度目標値：1,200人

R5年度目標値：1,289人

活動指標②：開催回数

R元年度実績：41回

R3年度目標値：54回

R4年度目標値：40回

R5年度目標値：43回

現状の分析及び課題：

・審査会委員に研修等への参加を促し、審査方法等の理解の促進や、審査委員の資質の向上を更に図る必要があります。

・調査員に研修を行い、知識の平準化を図る必要があります。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・今後も継続して調査員を対象とした研修を行い、調査員による適正な調査や資料の作成ができる体制づくりを進めていきます。

・審査会委員については、県主催の審査会委員研修への参加を促し、審議内容の均一性を図ります。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　33

事業名称：視覚障がい者の理解促進に関する普及啓発、相談・支援事業

事業概要：

視覚障がいへの理解や支援が深まるように、研修会を開催したり、歩行訓練を行ったり、支援ネットワーク促進の働きかけをしたりすることで、適切な支援に繋げます。

活動指標①：支援者向け研修開催（市が独自に設定）

R元年度実績：１回

R3年度目標値：１回

R4年度目標値：１回

R5年度目標値：１回

活動指標②：歩行訓練事業満足度（市が独自に設定）

R元年度実績：なし

R3年度目標値：50%

R4年度目標値：60%

R5年度目標値：70%

現状の分析及び課題：

・静岡市においては、視覚障がいに関する相談機関やサービスが不足しており、適切な支援が行き届いていない状態であるため、今後の市の視覚がい支援のあり方について体制を構築していく必要があります。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・関係機関との連携・ネットワークの推進・構築に取り組みます。

・地域における専門機関や支援者の育成の必要性や、関連する障害福祉サービスを含めた視覚障がいのある人への支援の在り方について検討し、支援体制の充実を図っていきます。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

市の事業（以下①事業名②事業内容③事業目標④R5目標値⑤目標達成のための計画期間中の取組　※担当課名・SDGｓ関連ゴールは省略）

26①ライフサポート事業②既存の通所施設等を活用し宿泊または日帰りショートステイを実施した事業所に対し補助金を交付します。③補助金交付事業所数④５事業所維持⑤引き続き事業所数を維持し事業を継続。

27①補装具の適切かつ継続的な使用に向けた支援②補装具判定機能の充実と補装具完成時の画像確認による補装具支給後の実態把握を行い、補装具の適切かつ継続的な使用を行うことができるように支援体制の充実を図ります③補装具完成画像の確認の確実な実施（確認件数）④290件⑤補装具事業者や医療機関向けに周知を徹底するために補装具支給ガイドの作成や配布を実施

28①ふれあい収集の実施②障がいのある人等の日常生活における負担を軽減するため、戸別に屋内から不燃・粗大ごみの運び出し及び収集を実施③ふれあい収集の実施件数（障がいのある人以外の高齢者を含む）④1,100件⑤出前講座や廃棄物減量推進員勉強会などでふれあい収集制度の周知を実施

29①【新規掲載】ヘルプマーク・ヘルプカード普及啓発事業②障がいのある人などで、周囲からの配慮を必要としている人が身につけるヘルプマークや災害時や日常生活の中で困ったときのために必要な情報を記載しておくヘルプカードの配布・普及啓発を実施③（１）ヘルプマークの窓口配布件数（２）ヘルプカードの窓口配布件数（３）ヘルプマークを知っている人の割合（障がいのある人）（４）同様の項目（障がいのない人）④（１）1,500件（２）1,200件（３）・（４）55％⑤（１）各区役所障害者支援課窓口等で、ヘルプマーク・ヘルプカードの配布を実施（２）ホームページ等を活用し、ヘルプマーク・ヘルプカードの周知を実施

（４）経済的な支援の充実

法定サービス等　34

事業名称：日常生活用具助成事業

事業概要：

障がいのある人が円滑な日常生活を営めるように、障がいの種類や程度に応じた日常生活を支援する用具の購入費を助成します。

活動指標①：介護・訓練支援用具

R元年度実績：105件　R3年度目標値：108件　R4年度目標値：108件　R5年度目標値：108件

活動指標②：自立生活支援用具

R元年度実績：570件　R3年度目標値：686件　R4年度目標値：686件　R5年度目標値：686件

活動指標③：在宅療養等支援用具

R元年度実績：131件　R3年度目標値：126件　R4年度目標値：126件　R5年度目標値：126件

活動指標④：情報・意思疎通支援用具

R元年度実績：479件　R3年度目標値：435件　R4年度目標値：435件　R5年度目標値：435件

活動指標⑤：排泄管理支援用具

R元年度実績：32,518件　R3年度目標値：27,398件　R4年度目標値：27,398件　R5年度目標値：27,398件

活動指標⑥：居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

R元年度実績：16件　R3年度目標値：17件　R4年度目標値：17件　R5年度目標値：17件

現状の分析及び課題：

・いろいろな技術の開発が進んでいることで、制度の対象となる用具の品目も増加してきています。

・今後の課題として、各種団体から要望のある用具について、国と県のガイドラインを参考に、支援用具としての安全性などを確認し、助成の対象を検討していく必要があります。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・対象品目の追加について、当事者や開発メーカーへのヒアリングを実施し、検討していきます。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

市の事業（以下①事業名②事業内容③事業目標④R5目標値⑤目標達成のための計画期間中の取組　※担当課名・SDGｓ関連ゴールは省略）

30①各種手当の給付②精神又は身体に重度の障がいがある人に、手当（障害児福祉手当、特別障害者手当、特別児童扶養手当、重度心身障害児扶養手当）を支給することにより、生活の向上と福祉の増進を図ります③継続実施④実施⑤適切な各種手当の給付を行います

31①心身障害者扶養共済制度②心身障がいのある人を扶養する保護者が毎月掛金を支払うことで、保護者が亡くなった場合等に、障がい者が終身一定の年金を受け取ることができる任意加入の制度を実施します③実施④実施⑤（１）加入の申請を受け付けます（２）加入者から掛金を収納します（３）年金受給権者へ年金の支払いを実施します

32①補装具費助成事業②身体に障がいがある人の失われた機能等を補い、日常生活を過ごしやすくするため、障がいに適した用具の購入、修理又は貸付の費用を助成します③実施④実施⑤適切な助成費の給付を行います

33①軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業②身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の難聴児に対し、補聴器購入費用の一部を助成します。③支給件数④12件⑤制度の周知を行います

34①重度障害者紙おむつ支給事業②紙おむつ券を交付し、障がいのある人等の経済的負担を軽減します。〇交付枚数：対象者１人１年度につき120枚を限度③実施④実施⑤（１）助成対象者から交付申請があった場合に速やかに紙おむつ券を交付します（２）利用者が使用した紙おむつ券に係る扶助費を遅滞なく支払います

（5)人材の確保と資質の向上

法定サービス等　35

事業名称：発達障害者家族支援体制整備事業

事業概要：

発達障がい児者への相談や助言を家族等の立場で行う「ペアレントメンター」等の養成や、学校や事業所を訪問して発達障がいのある人を支援する人の資質向上の取組を行うほか、障がい児者やその家族の支援を関係機関と連携して行います。

活動指標①：ペアレントメンター・地域サポーター養成研修実施回数（市が独自に設定）

R元年度実績：６回

R3年度目標値：６回

R4年度目標値：６回

R5年度目標値：６回

活動指標②：学校・事業所等 訪問支援箇所数（市が独自に設定）

R元年度実績：33箇所

R3年度目標値：40箇所

R4年度目標値：43箇所

R5年度目標値：46箇所

現状の分析及び課題：

・学校や事業所等に訪問して行う支援サポートコーチ巡回相談やペアレントメンター養成研修により、支援者への支援が適切に行われています。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・支援サポートコーチ巡回相談の箇所数を増加し、更なる支援者の対応力向上を進め、発達の気になる子や発達障がい児者への支援体制を強化していきます。

・巡回先が偏ることがないように、園長会や校長会等を利用し広く周知を図っていきます。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　36

事業名称：重症心身障がい児（者）を支援する人材の確保・養成

事業概要：

看護専門学校や福祉大学の学生、小中学生、一般市民などを対象に、重症心身障がい児（者）とのふれあいや出前講座を行い、障がい児者への理解を深め、障がい児者の目線で支援できる人材を増やします

活動指標①：開催回数（市が独自に設定）

R元年度実績：８回

R3年度目標値：８回

R4年度目標値：８回

R5年度目標値：８回

現状の分析及び課題：

・障がい児者を支援できる人材の実質的な増加を図るため、必要に応じた講座内容の刷新が必要です。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・委託団体が立ち上げた生活介護事業所での経験やノウハウを生かし、講座内容の更なる充実を図ります。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　37

事業名称：強度行動障がい者支援施設サポート事業

事業概要：

強度行動障がいのある人を現に受け入れている入所施設や通所施設において、専門家から実践による支援へのアドバイスやサポートを受け、地域における支援技術の向上と入所施設と通所施設が連携した支援体制を構築します。

活動指標①：通所施設派遣回数（市が独自に設定）

R元年度実績：30回

R3年度目標値：24回

R4年度目標値：24回

R5年度目標値：24回

活動指標②：入所施設派遣回数（市が独自に設定）

R元年度実績：６回

R3年度目標値：６回

R4年度目標値：６回

R5年度目標値：６回

現状の分析及び課題：

・入所施設派遣は、平成29年度から事業を続けており、支援力の大きな向上が見られています。

・通所施設サポートでは、アドバイザー２人を通所施設に派遣してサポートを実施しており、事業を実施した通所施設からは、「支援体制を見直すきっかけになった」との感想が得られています。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・入所施設、通所施設におけるさらなる人材育成を進めるため、事例検証会等で事業の内容や成果を市内事業所に周知、共有していきます。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

市の事業（以下①事業名②事業内容③事業目標④R5目標値⑤目標達成のための計画期間中の取組　※担当課名・SDGｓ関連ゴールは省略）

35①難病患者等ヘルパー養成事業②難病患者等の多様化するニーズに対応した、適切なホームヘルプサービスの提供に必要な知識・技術を有するホームヘルパーを養成するため、厚生労働省が定めるカリキュラムを基本とした研修を行います③研修受講者の内容理解度（研修アンケートによる）④80％以上⑤ヘルパー事業所、居宅介護支援事業所に対し、研修の周知を継続して行っていきます

36①移動支援事業従事者養成研修②知的障がいのある人の社会生活上必要不可欠な外出のための支援の担い手を養成する研修を開催します③養成研修の実施④２回⑤（１）学生の参加を募るため、市内大学に対し、出前講座による周知について検討します（２）より幅広いネットワークを駆使して講師の選任、受講生の確保を行うことができるよう、内容の変更を検討します

37①介護職員初任者研修受講就労助成金②質の高い介護人材の確保と介護施設・障害者施設等への定着促進を図るため、「介護職員初任者研修」を修了し、3か月以上、市内の介護施設等就労した者に研修受講費用の一部を助成します③実施④実施⑤居宅介護事業所等に対し、助成制度の周知を行います

（６）将来の生活を考えるための支援 【新設】

以下、再掲事業のため、事業名称のみ掲載します。事業概要・担当課名は、省略します。

大分野２より再掲　事業名称：地域生活支援拠点等の機能拡充

大分野２より再掲　事業名称：精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築事業

大分野２（１）より再掲　事業名称：障害者相談支援事業

大分野１（４）より再掲　事業名称：成年後見制度利用支援事業

大分野１（４）より再掲　事業名称：成年後見制度法人後見支援事業

大分野２（２）より再掲　事業名称：地域定着支援

大分野２（３）より再掲　事業名称：自立訓練（生活訓練）

市の事業（再掲）

14　　大分野１（４）より再掲　市民後見人養成研修事業

15　　大分野１（４）より再掲　日常生活自立支援

24　　大分野２（２）より再掲　精神障がい者地域移行支援事業

３　大分野３　医療・保健　～健康を保つ～

障がいの重症化や複雑化、二次障がいの発症等を予防するために、障がいの特性に応じた医療やリハビリテーションを適切に提供する体制を整えていきます。

また、発達障がいがある人が適切な診療を受けることができるように、地域のかかりつけ医等に向けて研修を行い、発達障がいに対応できる地域の医療体制を整えます。

身体障がいのうち内部障がいや、精神障がいのある人など、医療が必要不可欠で定期的に受診しなければならない人で、医療費が高額になってしまう場合は、医療費負担を軽減し、安心して必要な医療を受けられるための医療費助成等を行います。

「医療・保健」分野における施策の柱

(1)障がいに配慮した地域医療の提供

(2)リハビリテーション支援の推進

(3)医療費助成の実施

（１）障がいに配慮した地域医療の提供

法定サービス等　38

事業名称：かかりつけ医等発達障害対応力研修講座

事業概要：

発達障がいがある人が日頃から受診する診療所の主治医等に向けて、国の研修内容を踏まえた研修を行うことで、発達障がいがある人が適切な診療を受けるための環境を整備していきます。

活動指標①：研修実施回数（市が独自に設定）

R元年度実績：3回

R3年度目標値：3回

R4年度目標値：3回

R5年度目標値：3回

現状の分析及び課題：

・医師が参加しやすいように、平日夜間に開催しています。

・受講者アンケートの回答では、研修内容に「満足している」が８割を超えています。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・医師会のほか、歯科医師会や薬剤師会等へも周知を行い、さまざまな分野の医師の受講につなげていきます。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　39

事業名称：療養介護

事業概要：

医療の必要な障がい児者で常に介護が必要な人に対し、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話を行います。

活動指標①：利用者数

R元年度実績：107人

R3年度目標値：107人

R4年度目標値：107人

R5年度目標値：107人

活動指標②：事業所数

R元年度実績：３箇所

R3年度目標値：３箇所

R4年度目標値：３箇所

R5年度目標値：３箇所

活動指標③：定員数

R元年度実績：280人

R3年度目標値：280人

R4年度目標値：280人

R5年度目標値：280人

現状の分析及び課題：

・利用者数は横ばいで推移しており、今後も同様の傾向が続くと考えらます。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・今後も、重症心身障がい児施設等に入所している障がいのある児童が、18歳になった際に、療養介護にスムーズに移行するため、同施設による療養介護の提供を引き続き受けられるよう、障害区分認定調査や支給決定等のサービスを利用するための必要な手続きを、児童相談所と各福祉事務所が連携し、円滑に進めていきます。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

市の事業（以下①事業名②事業内容③事業目標④R5目標値⑤目標達成のための計画期間中の取組　※担当課名・SDGｓ関連ゴールは省略）

38①障がい者歯科保健推進事業②障がいのある人が歯や口のことで困ることなく健やかに暮らせるように、歯科診療を行ったり、事業所などを訪問しかかりつけ歯科医を持つよう説明したり、研修会を開催したりします③（１）初診予約の年間平均待ち期間の短縮（２）かかりつけ歯科医保持率の維持（３）研修会参加者の増加④（１）25日以内（２）60％以上（３）延べ200人⑤（１）地域でかかりつけ歯科医を持つ仕組みを整備します（２）事業所訪問時にかかりつけ歯科医の必要性を周知します（３）研修会開催にあたり、関係機関と連携し参加を依頼します

39①【新規掲載】障がい者歯科保健推進会議の運営②障がいのある人に関係する機関や団体が、連携を深めたり情報を伝え合いながら、歯や口の健康づくりについて話し合いを行います③障がい者歯科医療・保健についての協議の実施④２回以上⑤障がい者歯科保健推進事業が円滑に実施されるための連携や情報共有を行います

40①精神科救急医療体制整備事業②休日・夜間等における精神科救急医療体制の確保を行います③24時間365日の救急医療体制確保④確保⑤医療確保、情報センター、医療相談、身体合併対応の４事業を委託契約により実施し、市民に対する救急医療の提供を行います

41①難病患者等医療相談事業②難病患者とその家族等を対象に、専門医による難病医療講演会や相談会を開催します③医療相談会の開催回数④３回⑤（１）市内の患者団体に対し、静岡市難病相談支援センターを通じて、相談会の周知を行います（２）申請窓口、訪問事業を通して、相談会について周知します

（2)リハビリテーション支援の推進

市の事業（以下①事業名②事業内容③事業目標④R5目標値⑤目標達成のための計画期間中の取組　※担当課名・SDGｓ関連ゴールは省略）

42①地域リハビリテーションの普及・啓発事業②地域におけるリハビリテーションを推進し、自立生活を支援するため、講座や講演会の開催、福祉用具の展示や施設見学の実施等の普及・啓発活動を行います。③（１）主催講座開催回数（２）アンケートによる講座（市民向け・専門職向け講座）理解度④（１）主催講座13回（２）理解度90％⑤常に、健康や介護に関する新しい情報を取り入れ、講座内容の充実に取り組みます

43①うつ病回復プログラム事業②長期間うつ病で治療中の方を対象に、集団認知行動療法を中心としたうつ病回復プログラムを実施し、うつ病状態からの回復を図ります③参加者のうつ病評価尺度改善率④90％以上⑤（１）医療機関をはじめとする関係機関に対し、周知を行います。

（２）認知行動療法についての周知啓発を行います。

44①回復期リハビリテーション病棟の運営②脳卒中などの疾患のある人が生活に必要な動きができるように、入院による集中的なリハビリテーションを提供します③継続実施④実施⑤（１）対象疾患である患者及びご家族へ回復期リハビリ病棟の周知を行います（２）患者様向けの説明資料を作成します

45①リハビリテーションに係る相談支援事業②地域リハビリテーションの推進を目的に、市民や専門職に対して、専門的な見地から効果的な相談支援を実施します③障がい児・者に対する相談支援の継続実施④実施⑤関連会議や連絡会を通じて、関係機関と更なる連携を図り、効果的な相談支援体制を推進していきます

（３）医療費助成の実施

市の事業（以下①事業名②事業内容③事業目標④R5目標値⑤目標達成のための計画期間中の取組　※担当課名・SDGｓ関連ゴールは省略）

46①自立支援医療費の支給②身体・精神障がいがある人が、対象となる医療を指定医療機関等で受けた際の医療費を給付します③確実な医療費助成の実施④実施⑤（１）公費の適正な支払いを実施します。（２）自立支援医療の適否の審査のため、レセプト点検を実施します

47①重度心身障害者医療費助成事業②疾病等により医療機関で治療した場合に、医療費保険診療にかかる自己負担額及び訪問看護基本料を助成します③確実な医療費助成の実施④実施⑤身体障害者手帳１～３級、療育手帳Ａ、精神障害者保健福祉手帳1級更新者その他の対象者への受給者証を発送します。助成金支払事務を確実に執行し、受給者へ医療費助成金を支払います。

48①精神障害者入院医療助成制度②精神科病院の入院医療費の一部を助成します③継続実施④実施⑤「精神保健福祉のしおり」や市のホームページを通じて制度の周知を行います

49①特定医療費の支給②難病患者の医療費を助成することにより、対象患者が良質かつ適切な医療を受けることができるよう支援します。③申請に対する適正な事務処理の実施④100％⑤対象者の申請に基づき、審査等の公費負担業務を適正に実施します

４　大分野４　生活環境　～暮らす～

「地域生活支援」分野の取組により障がいのある人が入所施設や病院から地域での生活に移行するためには、障がいのある人にとって自分らしい生活が実現できる環境を備えた居住の場を、地域に十分に確保しておく必要があります。

また、障がいの有無にかかわらず地域の様々な場所に出かけられるよう、民間の公共交通機関等の協力を得ながら、まち全体のユニバーサルデザインやバリアフリーを推進するとともに、外出・移動の支援の利便性を高めることで、生活の豊かさの向上につなげます。

あわせて、令和２年度の改正バリアフリー法を踏まえたすべての市民にとって暮らしやすいまちづくりについて、検討を進めていきます。

「生活環境」分野における施策の柱

(1)地域における住居の確保

(2)外出支援の充実

(3)まちのユニバーサルデザイン・バリアフリーの充実

（１）地域における住居の確保

法定サービス等　40

事業名称：共同生活援助

事業概要：

障がいのある人に対し、地域で共同生活をおくることができる住まいの場で、入浴や排せつ、食事の介護、日常生活上の相談や援助などを行います。

活動指標①：利用者数

R元年度実績：351人　R3年度目標値：484人　R4年度目標値：554人　R5年度目標値：626人

活動指標②：利用者数うち精神障がい者数

R元年度実績：なし　R3年度目標値：151人　R4年度目標値：180人　R5年度目標値：211人

活動指標③：事業所数

R元年度実績：34箇所　R3年度目標値：40箇所　R4年度目標値：42箇所　R5年度目標値：49箇所

活動指標④：定員数

R元年度実績：420人　R3年度目標値：523人　R4年度目標値：563人　R5年度目標値：628人

現状の分析及び課題：

・利用者数が増加傾向にありますが、事業所数も増加しており、定員数に対する利用者数の割合も一定量を維持することが出来ています。

・一方で、入所施設等からの地域移行の受け皿としての役割が期待され、また、現在、在宅で生活している障がいのある人についても、介護者の高齢化に伴いニーズが拡大しているため、今後も必要量を確保していく必要があります。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・新規事業所の施設整備のため、社会福祉施設等施設整備事業費補助金や、既存住宅の活用や、民間賃貸住宅の借り上げなど、社会資源を活用することにより、サービス提供量の確保につなげていきます。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　41

事業名称：共同生活援助（日中サービス支援型）

事業概要：

常に介護が必要な障がいのある人に対し、地域で共同生活をおくることができる住まいの場で、入浴や排せつ、食事の介護、日常生活上の相談や援助などを行います。

活動指標①：利用者数

R元年度実績：0人　R3年度目標値：80人　R4年度目標値：120人　R5年度目標値：160人

活動指標②：利用者数うち精神障がい者数

R元年度実績：0人　R3年度目標値：21人　R4年度目標値：32人　R5年度目標値：43人

活動指標③：事業所数

R元年度実績：１箇所　R3年度目標値：４箇所　R4年度目標値：６箇所　R5年度目標値：８箇所

活動指標④：定員数

R元年度実績：20人　R3年度目標値：80人　R4年度目標値：120人　R5年度目標値：160人

現状の分析及び課題：

・今後、新規事業所が開設されることで、利用者も増加していく見込みです。

・施設入所待機者を含め、現在は在宅で生活している障がいのある人についても、介護者の高齢化に伴いニーズが拡大しているため、今後も必要量を確保していく必要があります。また、入所施設等からの地域移行の受け皿としての役割も期待されます。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・新規事業所の施設整備のため、社会福祉施設等施設整備事業費補助金や、既存住宅の活用や、民間賃貸住宅の借り上げなど、社会資源を活用することにより、サービス提供量の確保につなげていきます。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　42

事業名称：福祉ホーム運営補助

事業概要：

住居を必要とする障がいのある人に、低額な料金で住まいの場を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行うことにより、障がいのある人の自立した地域生活を支援します。

活動指標①：実施箇所数

R元年度実績：3箇所

R3年度目標値：3箇所

R4年度目標値：3箇所

R5年度目標値：3箇所

現状の分析及び課題：

・実施箇所数は、計画値を達成していますが、うち２施設は定員に余裕がある状態です。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・障がいのある人の自立した地域生活に対する支援を継続して行う中で、必要な方が福祉ホームを利用できるよう周知を図ります。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

市の事業（以下①事業名②事業内容③事業目標④R5目標値⑤目標達成のための計画期間中の取組　※担当課名・SDGｓ関連ゴールは省略）

50①市営住宅への入居支援②下記の対象世帯が市営住宅に申し込む際に、抽選番号を２つ付与し、入居の機会を増やします。・身体障害者手帳１級から４級までの方・精神障害者保健福祉手帳１級または２級の方・療育手帳AまたはBの方③継続実施④実施⑤市営住宅の指定管理者の窓口にパンフレット等を配架し、制度の周知を行います。

51①住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業②新たな住宅セーフティネット法に基づき賃貸住宅の登録を行い、住宅確保要配慮者に対して情報提供や入居の支援をすることで、賃貸住宅の供給を促進します③継続実施④実施⑤（１）セーフティネット住宅情報提供システムにおいて、登録住宅の情報を公開し周知を行います（２）住宅政策課窓口においてパンフレット等を配架し、制度の周知を行います

52①身体障害者住宅相談事業②身体障がいのある人が住み慣れた住宅で安心して健やかな生活ができるよう、住宅改造に関する相談支援を実施します。③相談件数④45件⑤各区の障害者支援課や委託先の社会福祉協議会と連携し、相談・周知を実施します。

53①重度身体障害者住宅改造費補助事業②身体障がいのある人が住み慣れた住宅で安心して健やかな生活ができるよう、身体障がい者の住宅改造について補助金を交付します。③継続実施④実施⑤申請に係る適正な審査及び補助金交付、支払いを実施します。

(2)外出支援の充実

法定サービス等　43

事業名称：同行援護

事業概要：

視覚障がいにより、移動することがとても困難である障がいのある人等に対して、外出時の移動の支援や、排せつや食事の介護など、外出するときに必要な援助を行います。

活動指標①：利用者数

R元年度実績：178人

R3年度目標値：211人

R4年度目標値：230人

R5年度目標値：251人

活動指標②：累計利用時間数／月

R元年度実績：2,217時間

R3年度目標値：2,479時間

R4年度目標値：2,622時間

R5年度目標値：2,773時間

現状の分析及び課題：

・支給決定者数及び利用者数が増加傾向にあります。

・令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が在宅にいることが増え、年度末の利用時間数が減少したと考えられます。

・利用者のニーズの多様化に対し、介護職員の確保が難しく、安定的なサービス提供に課題があります。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・利用ニーズの多様化に対応できるよう、引き続きサービス利用の実態の把握に努め、体制等を整えていきます。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　44

事業名称：行動援護

事業概要：

知的障がい又は精神障がいにより、行動することがとても難しい障がいのある人等で、常に介護を必要とする人に対して、行動する際に危険を回避するために必要な援護や、外出するときや移動するときの介護や、食事の介護など、行動する際に必要な支援を行います。

活動指標①：利用者数

R元年度実績：５人

R3年度目標値：５人

R4年度目標値：５人

R5年度目標値：５人

活動指標②：累計利用時間数／月

R元年度実績：161時間

R3年度目標値：140時間

R4年度目標値：131時間

R5年度目標値：122時間

現状の分析及び課題：

・利用者数が減少傾向を示しています。

・新型コロナウイルス感染症の影響により、外出などが減少することから、今後、利用時間の減少が想定されます。

・一方で、利用者の減少は、事業所の不足により、利用したくても利用できない人がいることも原因となっています。

・業務の困難性等により職員の確保が難しく、新たな事業所の参入が期待できない状況であるため、強度行動障がい者、重度の視覚障がい者への訪問サービスの充実が課題となっています。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・事業所の新規開設を希望する事業者等の相談に積極的に応じるなど、新規開設に向けた対応を継続していきます。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　45

事業名称：移動支援事業

事業概要：

屋外での移動が困難な身体・知的・精神障がいのある人の外出を支援し、自立生活及び社会参加を促進します。

活動指標①：利用者数

R元年度実績：660人

R3年度目標値：660人

R4年度目標値：673人

R5年度目標値：686人

活動指標②：累計利用時間数／月

R元年度実績：6,642時間

R3年度目標値：6,642時間

R4年度目標値：6,908時間

R5年度目標値：7,184時間

現状の分析及び課題：

・前計画期間では、特別な理由がある事例の通学時の利用について検討するため、「通学における移動支援個別検討会議」を開催しました。

・新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が在宅にいることが増え、利用者数が減少することが予想されます。ウィズコロナでの生活スタイルに合わせた支援の在り方を検討する必要があります。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・ポストコロナ、アフターコロナを見据え、新しい利用方法として、グループ支援を追加し、利用方法の選択肢を増やしていきます。

・引き続き、移動支援事業の適正な利用方法について窓口を通して周知していきます。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　46

事業名称：自動車運転免許取得費及び自動車改造費補助事業

事業概要：

身体障がいのある人の自立と社会参加促進を進めるため、運転免許を取得するために必要な費用の一部や運転する自動車の改造に必要な費用の一部を助成します。

活動指標①：助成件数

R元年度実績：7件

R3年度目標値：7件

R4年度目標値：7件

R5年度目標値：7件

現状の分析及び課題：

・身体障がいのある人の自立と社会参加促進を進めるための事業ですが、実績は横ばいとなっています。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・身体障がいのある人の自立と社会参加促進を進めるため、運転免許取得費用の助成については新規免許取得者を対象に、自動車改造費用の助成については中途身体障がい者も含め、効果的な事業の周知を行います。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

市の事業（以下①事業名②事業内容③事業目標④R5目標値⑤目標達成のための計画期間中の取組　※担当課名・SDGｓ関連ゴールは省略）

54①重度心身障害者タクシー利用料金助成事業②在宅の重度心身障がいのある人の移動手段を確保し、生活圏の拡大及び社会参加の促進のため、タクシー利用料金の一部を助成します。

・普通タクシー券24枚（１枚550円）・車いす用タクシー券48枚（１枚500円）

③継続実施④実施⑤請求に係る適正な審査及び助成金の支払いを実施します

55①精神障害者交通費助成事業②精神障がいのある人の社会参画を促進するため、電車・バスの交通費の一部を助成します③継続実施④実施⑤「精神保健福祉のしおり」や市のホームページ等を通じて制度の周知を行います

(3)まちのユニバーサルデザイン・バリアフリーの充実

56①バリアフリーの情報発信②施設のバリアフリー状況とバリアフリー等に関する啓発情報をホームページ「Ｕ／Ｂぷら（ゆびぷら）」に掲載し、思いやりの心をもってお互いを尊重し、誰もが自由にあらゆる施設を利用するための情報発信を行います③「U/Bぷら（ゆびぷら）」掲載施設数の増加④10施設増加⑤市民や民間事業者に、ホームページ「Ｕ／Ｂぷら（ゆびぷら）」の周知を行います

57①障がいに配慮した歩行空間の確保②障がいのある人など交通弱者の歩行空間を確保するため、歩道に放置された自転車の所有者への指導や撤去を実施します③歩道に放置された自転車の所有者への指導や撤去の実施④実施⑤計画的に、歩道に放置された自転車の所有者に対する指導と放置自転車の撤去を行います

市の事業（以下①事業名②事業内容③事業目標④R5目標値⑤目標達成のための計画期間中の取組　※担当課名・SDGｓ関連ゴールは省略）

58①安全な歩道の整備②障がいのある人等を含めた全ての道路利用者にとっての安全性・快適性向上のための歩道整備を進めていきます③歩行空間（歩道・路肩カラー化等）の設置④実施⑤歩行空間（歩道・路肩カラー化等）の整備を実施します

59①鉄道駅周辺のバリアフリー化の推進②バリアフリー基本構想に基づき、駅周辺地区の道路のバリアフリー化を進めていきます③JR安倍川駅周辺、JR清水駅周辺、JR草薙駅周辺における主な生活関連経路のバリアフリー化率（整備延長÷計画延長10.77㎞×100）④－⑤バリアフリー基本構想に基づく「主な生活関連経路」のバリアフリー化整備を実施します

60①都市公園のバリアフリー化整備②市内にある都市公園のバリアフリー化を進めるため、園路や広場、駐車場、トイレのバリアフリー化整備を行います③都市公園のバリアフリー化率④59.08％⑤新規公園、既設公園にてバリアフリー化整備を進めていきます。

61①バリアフリー法における建築物の整備の促進②静岡県福祉のまちづくり条例適合施設の整備を促進させるため、整備基準の普及啓発を行います。③静岡県福祉のまちづくり条例適合施設の整備を促進させるため、整備基準の普及啓発を行います④45％⑤申請者や建築主から相談があった際に、静岡県福祉のまちづくり条例の趣旨を説明し、周知啓発を行っていくことで、適合率を継続していきます

市の事業（以下①事業名②事業内容③事業目標④R5目標値⑤目標達成のための計画期間中の取組　※担当課名・SDGｓ関連ゴールは省略）

62①超低床ノンステップバスの導入拡大②誰もが安心してバスを利用しやすい環境を整備するために、バス車両の乗車口から降車口まで段差のない「超低床ノンステップバス」を導入する事業者に対し支援を行います③導入率④78％⑤バス事業者と協議を実施し、超低床ノンステップバスの導入を促進します。

63①ユニバーサルデザインの普及②ユニバーサルデザインの基本理念に基づいた、年齢や障がいの有無、体格、性別、国籍などにかかわらず、どなたでも暮らしやすいまちづくりの推進に取り組みます③（１）ユニバーサルデザイン推進会議の開催（２）ユニバーサルデザイン出前講座の実施④（１）１回（２）受講者数500人⑤（１）毎年、庁内各課から１人ユニバーサルデザイン推進委員を選出し、ユニバーサルデザイン推進会議への出席を呼びかけます（２）毎年、小学校へのチラシ配付及び社会福祉協議会との連携により出前講座の周知をはかります

64①文字情報サインの設置②歩行者を公共施設に案内するための、文字情報サインを設置します③文字情報サインの更新④随時更新⑤案内する公共施設に変更はないか毎年確認し、変更があった場合、文字情報サインの内容を更新します

65①【新規掲載】静岡庁舎、区役所のバリアフリー整備事業②静岡庁舎、区役所のバリアフリー整備を適切に行い、障がいのある人がスムーズに静岡庁舎、区役所を利用できるようにします③必要な整備の実施④実施⑤庁舎の定期的な点検を実施し、点字ブロック等の状況を確認し、適切な整備を行います

５　大分野５　安全・安心　～備える～　【新設】

近年では、全国各地で災害が頻発化しており、災害への備えの重要性が高まっています。また、アンケート調査の結果によると、障がいのある人の日常生活における悩みとして、「災害時や緊急時の不安」を感じている人が多く、具体的には、「すぐに避難できない」、「どのような災害が起こったのか、すぐにわからない」、「必要な介助や支援、治療等が受けられない」等の意見がありました。

障がいのある人が、災害発生時に避難等に必要な支援を受けられるようにするために、地域や関係機関との協力体制づくりを進めていきます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に係る取組や、障がいのある人の消費者被害を防ぐための取組なども併せて行うことで、安心して暮らすことのできるまちづくりにつなげていきます。

安全・安心分野における施策の柱

(1)防災・防犯意識の向上と備えの推進

(2)災害時等における支援体制の充実

（1)防災・防犯意識の向上と備えの推進

市の事業（以下①事業名②事業内容③事業目標④R5目標値⑤目標達成のための計画期間中の取組　※担当課名・SDGｓ関連ゴールは省略）

66①地域防災訓練の実施②災害時の様々な対応について、地域の実効性を高めるために防災訓練を実施します③地域防災訓練参加者数④118,000人⑤訓練計画の中に要配慮者対応を記載します。

67①防災出前講座の開催②災害時の様々な対応について、地域の理解を深めるために防災出前講座を実施します③関係施設や団体に対する防災出前講座の実施数④230回④各自主防災組織に出前講座の周知を行います

68①住宅用火災報知機取付・交換支援事業②消防職員が住宅用火災警報器の取付や交換を実施します。（警報器の購入については各自負担です。）③継続実施④実施⑤住宅用火災警報器の取付支援事業の広報を行います

69①重度身体障害者在宅安心システム②障がいがあり、緊急の事態が発生したときに自ら速やかな対応を行うことが困難な人の自宅に緊急通報・火災異常通報・ガス漏れ異常通報設備を設置し、契約する警備会社が通報を受診することで、緊急事態の把握と速やかな対応をおこないます③利用者数④９人⑤利用者の通報が救命につながるよう引き続き適切な対応に努めるとともに、パンフレット設置などにより制度案内を行い、新規利用者への周知に努めます

市の事業（以下①事業名②事業内容③事業目標④R5目標値⑤目標達成のための計画期間中の取組　※担当課名・SDGｓ関連ゴールは省略）

70①木造住宅耐震事業②昭和56年５月以前に建築された木造住宅の補強計画の策定及び耐震補強工事に対する助成を行います。③補助件数④150件⑤（１）旧耐震の木造住宅所有者あてに、補助制度や説明会開催を周知するダイレクトメールを送付します。（２）耐震合同説明会を開催します

71①家具等固定推進事業②家具等の転倒防止対策として、高齢者のみの世帯や重度の障害のある人の世帯における家具等の固定費用の助成を行います。③補助件数④15件⑤耐震合同説明会を開催します

72①障がい福祉施設の消防訓練の指導及び実施②障がい福祉施設での消防訓練の実施や、訓練の方法に関する指導を行います。③継続実施④実施⑤管轄消防署と障がい福祉施設との調整を行います

29（再掲）①【大分野２（３）】より再掲】ヘルプマーク・ヘルプカード普及啓発事業②障がいのある人などで、周囲からの配慮を必要としている人が身につける「ヘルプマーク」や、災害時や日常生活の中で困ったときのために必要な情報を記載しておく「ヘルプカード」の配布・普及啓発を行います

73①【新規掲載】市民の防犯意識高揚のための啓発活動②市民の防犯意識を高めるため、警察や防犯協会等と連携して各種啓発活動を行います。③特殊詐欺や自転車盗難などの被害防止啓発活動の実施回数④６回⑤警察、防犯協会と連携し、各種啓発活動を実施します

74①【新規掲載】青色防犯パトロール②犯罪者の犯罪機会を失わせ、市民が安心して暮らすことができるよう、青色回転灯装着車両による青色防犯パトロールに取り組みます。③継続実施④実施⑤市職員による青色防犯パトロール活動の実施を進めます

市の事業（以下①事業名②事業内容③事業目標④R5目標値⑤目標達成のための計画期間中の取組　※担当課名・SDGｓ関連ゴールは省略）

75①【新規掲載】「ながら見守り活動」の実施②登録した市民が日常生活の中で○○しながら防犯パトロールを行う「ながら見守り」活動を実施します。③継続実施④実施⑤（１）事業の周知を行います。（２）参加登録者向け防犯研修会を開催します。

76①【新規掲載】街頭防犯カメラ設置事業補助金②犯罪等に強いまちづくりの推進に向けた地域の自主的な取組を支援するため、街頭防犯カメラを設置する自治会等に対し、設置経費を補助します。③街頭防犯カメラを設置したことによる安心感④100＠％⑤関係機関との調整を進め、計画的に補助金を交付していきます。

77①【新規掲載】消費生活相談②商品やサービス等消費生活全般に関する苦情や問合せ等、消費生活に関する相談を専門の相談員が受け付けます③継続実施④実施⑤事業の周知を図ります

78①【新規掲載】消費生活に係る情報提供②障がいのある人を支援する事業者等に消費者被害や安全に係る情報を提供します③継続実施④実施⑤障害福祉サービス事業者等への情報提供を行います

79①【新規事業】障害者災害時体制強化事業②障がいのある人への災害発生時の支援体制を強化します③実施④実施⑤障がいのある人が、災害発生時に必要な支援が受けられるように検討を進めます

市の事業（以下①事業名②事業内容③事業目標④R5目標値⑤目標達成のための計画期間中の取組　※担当課名・SDGｓ関連ゴールは省略）

80①【新規掲載】新型コロナウイルス感染症対策関連事業②障害者支援施設等に介護ロボットを導入する費用の助成等、感染拡大状況や社会情勢に合わせた支援内容を検討し、新型コロナウイルス感染症に備えるとともに、「新しい生活様式」への移行を支援します③実施④実施⑤必要性や導入効果の高い支援内容をしっかりと見極め、国や県が示す制度を活用しながら、感染拡大状況や社会情勢に合わせた支援を行います

(2)災害時等における支援体制の充実

81①避難所における障がいのある人への配慮②災害時において、避難所の洋式便器で使用できる携帯トイレ（便袋）を整備します③既存の洋式トイレ（身障者用）で使用可能な携帯トイレの備蓄④50,000回分⑤携帯トイレを購入し、避難所へ分散備蓄します

82①避難行動要支援者避難支援推進事業②避難に支援が必要な方の名簿等を作成し、平時から自主防災組織等に配布しておくことで、地域における支援体制を強化します③各地域への避難行動要支援者に係る名簿配布率④100%⑤避難行動要支援者名簿の登録対象者のうち、平時から地区の自主防災組織や民生委員への情報提供に同意した方の名簿等を適切に作成し、地域に提供します。

83①福祉避難所の確保②通常の避難所では避難生活を送ることが難しい方の避難所を確保します③継続実施④実施⑤福祉避難所として指定した施設と防災訓練等を行い、被災時に円滑に福祉避難所が開設できるよう備えます

市の事業（以下①事業名②事業内容③事業目標④R5目標値⑤目標達成のための計画期間中の取組　※担当課名・SDGｓ関連ゴールは省略）

84①聴覚障がいのある人のための緊急情報発信事業②気象警報発表時に、聴覚障がいがある人に対してファックスにより必要な情報を提供します③実施④実施⑤気象警報等が発表された際、ファックスにより漏れなく情報提供を行います

85①聴覚障がい等、音声による通報が難しい人のための緊急通報受信事業（FAX119・NET119）②音声通話以外の119番受信体制(FAXによる119番受信及び携帯電話のWeb機能による緊急通報受信)を維持します③継続実施④実施⑤（１）利用者及び利用予定者への講習会等を実施します（２）関係団体等との連携を行います。

６　大分野６　子ども　～育てる・学ぶ～

「あそびのひろば」や「ぱすてるひろば」など静岡市ならではの取組を進め、発達が気になる子を早期に適切な支援につなげます。

また、特別支援学校や特別支援学級だけでなく、保育所やこども園、通常学級にも「発達の気になる児童」等が増えていることから、教員等の障がいに関する専門性の向上や受入態勢の充実等に向けた施策を進めていきます。

医療技術の進歩等を背景に、NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き医療的ケアを必要とする障がい児が増加しており、保健、医療、福祉、教育、その他の関係機関が連携して必要な支援を提供する体制を構築する必要性が高まっていることから、これらを調整するコーディネーターの配置や、関係機関の連携を進めていきます。

あわせて、医療的ケアを必要とする児童や重症心身障がいのある児童に対応できる児童発達支援事業所等の整備を進めていきます。

また、こども園等において、医療的ケアを必要とする児童の受入れを進めることで、インクルーシブ教育の実現を目指していきます。

アンケート調査からは、障がいのある子の進学や進路について不安を感じる保護者が多いことがわかりました。障がいのある児童の教育や卒業後の生活について、適切な支援を提供できる体制を構築していきます。

「子ども」分野における施策の柱

(1)障がいの早期発見・早期支援

(2)医療的ケアを必要とする障がい児等の支援

(3)学校教育における障がい児の支援

(1)障がいの早期発見・早期支援

法定サービス等　47

事業名称：児童発達支援

事業概要：

障がいのある児童に対し、通所施設にて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

活動指標①：利用者数

R元年度実績：480人

R3年度目標値：817人

R4年度目標値：1,066人

R5年度目標値：1,390人

活動指標②：累計利用日数／月

R元年度実績：4,903日

R3年度目標値：8,799日

R4年度目標値：11,481日

R5年度目標値：14,970日

活動指標③：事業所数

R元年度実績：34箇所

R3年度目標値：46箇所

R4年度目標値：59箇所

R5年度目標値：76箇所

現状の分析及び課題：

・利用者数、利用日数ともに増加傾向です。

・医療的ケアが必要な障がい児や、重症心身障がい児の受け皿を確保していく必要があります。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・発達障がい児等の早期療育の観点からも、多くの利用対象者に広く認知されることが望ましいです。今後もサービス基盤の整備に努めていきます。

・児童発達支援センターと児童発達支援事業所の役割を明確にしていくとともに、児童発達支援センターによる事業所への助言等を行う支援体制を進めていくことで、スキルの向上を目指します。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　48

事業名称：医療型児童発達支援

事業概要：

重度の障がいのある児童に対し、通所施設にて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等と、あわせて治療を行います。

活動指標①：利用者数

R元年度実績：なし

R3年度目標値：なし

R4年度目標値：なし

R5年度目標値：20人

活動指標②：累計利用日数／月

R元年度実績：なし

R3年度目標値：なし

R4年度目標値：なし

R5年度目標値：220日

活動指標③：事業所数

R元年度実績：0箇所

R3年度目標値：0箇所

R4年度目標値：0箇所

R5年度目標値：１箇所

現状の分析及び課題：

・現在は、市内近隣市町に医療型児童発達支援を実施する事業所がなく、支給決定を受けている人もいません。

・現在は、医療的ケアの必要な重症心身障がい児が安心して利用できる児童発達支援事業所の数が少ないという課題があります。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・医療的ケアの必要な重症心身障がい児が安心して利用できる児童発達支援事業所を確保するため、社会福祉施設等整備事業費補助金等の活用により、積極的な整備促進を目指します。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　49

事業名称：放課後等デイサービス

事業概要：

就学している障がいのある児童に対し、授業終了後や休業日に、生活能力向上のための訓練や社会交流促進活動等を行います。

活動指標①：利用者数

R元年度実績：1,459人

R3年度目標値：1,712人

R4年度目標値：1,854人

R5年度目標値：2,008人

活動指標②：累計利用日数／月

R元年度実績：19,504日

R3年度目標値：23,848日

R4年度目標値：25,826日

R5年度目標値：27,971日

活動指標③：事業所数

R元年度実績：109箇所

R3年度目標値：128箇所

R4年度目標値：129箇所

R5年度目標値：140箇所

現状の分析及び課題：

・利用者数、利用日数ともに増加傾向であり、利用ニーズが高くなっています。今後も、利用者数及び利用日数の拡大が予想されます。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・現在の定員数では、今後、全ての利用希望者の受け入れは困難となる状況であり、潜在的なものも含めたニーズに対応するため、サービス基盤の整備に努め、受入枠を拡大していきます。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　50

事業名称：保育所等訪問支援

事業概要：障がいのある児童の支援に関する知識や指導経験がある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障がいのある児童や保育所などのスタッフに対し、障がいのある児童が集団生活に適応するための専門的な指導を行います。

活動指標①：利用者数

R元年度実績：10人

R3年度目標値：12人

R4年度目標値：13人

R5年度目標値：14人

活動指標②：累計利用日数／月

R元年度実績：18日

R3年度目標値：39日

R4年度目標値：42日

R5年度目標値：45日

活動指標③：事業所数

R元年度実績：3箇所

R3年度目標値：3箇所

R4年度目標値：3箇所

R5年度目標値：3箇所

現状の分析及び課題：

・利用者数がおおむね横ばいで推移しており、今後も同じような傾向が予想されます。

・支給決定を受けているものの、利用につながっていないケースについて、状況を確認のうえ、必要な支援が届くよう検討していく必要があります。

・受入側の保育所等への制度の周知、理解促進が課題です。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・インクルーシブ教育の推進のためにも活用できるサービスであることから、サービスを提供している児童発達支援センター等と連携し、必要な支援が届く体制を強化していきます。

・利用者や受入先の保育所等に対して、サービスの周知や理解促進を行います。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　51

事業名称：居宅訪問型児童発達支援

事業概要：外出し、施設に通所して支援を受けることが困難な重症心身障がい児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行います。

活動指標①：利用者数

R元年度実績：1人

R3年度目標値：1人

R4年度目標値：1人

R5年度目標値：1人

活動指標②：累計利用日数／月

R元年度実績：3日

R3年度目標値：１日

R4年度目標値：１日

R5年度目標値：１日

活動指標③：事業所数

R元年度実績：1箇所

R3年度目標値：1箇所

R4年度目標値：1箇所

R5年度目標値：1箇所

現状の分析及び課題：

・現状では利用者1人の状態が続いています。本サービスを必要とする障がいある児童に対し、着実にサービスが提供されるよう体制を構築していく必要があります。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・潜在的なニーズを把握するため、特別支援学校などにサービスの周知を行います。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　52

事業名称：福祉型障害児入所支援

事業概要：障がいのある児童に対し、入所施設において、保護、日常生活の指導及び独立生活に必要な知識技能の付与を行います。

活動指標①：利用者数

R元年度実績：10人

R3年度目標値：15人

R4年度目標値：15人

R5年度目標値：15人

活動指標②：事業所数

R元年度実績：1箇所

R3年度目標値：1箇所

R4年度目標値：1箇所

R5年度目標値：1箇所

活動指標③：定員数

R元年度実績：27人

R3年度目標値：27人

R4年度目標値：27人

R5年度目標値：27人

現状の分析及び課題：

・利用者数は令和元年度と比較し、１名増加しており、入所が必要な児童に対し遅滞なく対応できています。入所に至る経緯は、保護者からの申請による入所（契約入所）と児童福祉法第27条第１項第３号または第２項による入所（措置入所）があります。退所理由は、集中訓練の終了、就労による自立、家庭引き取り、療養介護への移行等となっています。

・現在、強度行動障害児や重度障害児を受け入れることができる市内の施設が足りておらず、市外および県外の施設に受け入れを依頼することもあります。また、一旦は施設に入所できた児童も、長期間となると施設では対応できないとの理由から、退所せざるを得ないケースもあります。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・正確な保護者ニーズの把握による適切な相談支援を実施します。

・関係機関との連携による円滑でかつ切れ目のないケースワークを実施します。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　53

事業名称：医療型障害児入所支援

事業概要：障がいのある児童に対し、入所施設において、保護、日常生活の指導及び独立生活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

※療養介護と共用の220床分を含みます。

活動指標①：利用者数

R元年度実績：19人

R3年度目標値：23人

R4年度目標値：23人

R5年度目標値：23人

活動指標②：事業所数

R元年度実績：3箇所

R3年度目標値：3箇所

R4年度目標値：3箇所

R5年度目標値：４箇所

活動指標③：定員数

R元年度実績：280人

R3年度目標値：280人

R4年度目標値：280人

R5年度目標値：290人

現状の分析及び課題：

・利用者数は令和元年度と比較し、１名増加しており、入所が必要な児童に対し遅滞なく対応できています。入所に至る経緯は、保護者からの申請による入所（契約入所）と児童福祉法第27条第１項第３号または第２項による入所（措置入所）があります。退所理由は、集中訓練の終了、就労による自立、家庭引き取り、療養介護への移行等があります。

・現在、強度行動障がい児や重度障がい児を受け入れることができる市内の施設が不足しており、市外および県外の施設に受け入れを依頼することもあります。また、一旦は施設に入所できた児童も、長期間となると施設では対応できないとの理由から、退所せざるを得ないケースもあります。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・正確な保護者ニーズの把握による適切な相談支援を実施します。

・関係機関との連携による円滑でかつ切れ目のないケースワークを実施します。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

市の事業（以下①事業名②事業内容③事業目標④R5目標値⑤目標達成のための計画期間中の取組　※担当課名・SDGｓ関連ゴールは省略）

86①発達早期支援事業②１歳６カ月児健康診査で発達が気になった子に対し、早期支援を行います。（「あそびのひろば」「ぱすてるひろば」の実施）③（１）あそびのひろばの設置箇所数

（２）ぱすてるひろばの設置箇所数④（１）８箇所（２）８箇所⑤支援を行う専門職（事業者）を確保するとともに、発達が気になる子が必要な支援を受けられるよう、支援の必要性の見極めを確実に行います

87①児童相談所の運営②（１）障がいのある児童やその家族が安心安全に生活できるように相談にのり、必要な手助けを行います（２）療育手帳をルールに沿って正しく作ってお渡しします

③（１）個々の児童や家庭に最も効果的な援助の実施（２）障がい児に対する虐待の防止と事故の未然防止④実施⑤児童心理司等の専門相談員が、障がいのある児童の療育や施設入所等の相談に対応します

88①障がい児保育事業②こども園において、障がいのある児童の入園を受け入れ、障がいのない児童とともに集団による保育を行います③（１）巡回指導の実施回数（２）障害児入園面接及び審査会の開催回数（３）特別支援研修会の開催回数④（１）50回（２）４回（３）８回⑤（１）巡回指導者を選定し、依頼を行います。増員に伴う指導者の負担軽減を図ります。こども園の要望に応じて医療福祉センター医師の巡回日を調整します（２）（３）継続実施

市の事業（以下①事業名②事業内容③事業目標④R5目標値⑤目標達成のための計画期間中の取組　※担当課名・SDGｓ関連ゴールは省略）

89①障がい児保育事業②私立園における障がいのある児童の受入を促進するとともに、円滑な保育を行うための職員の配置に必要な経費等について補助を行います③継続実施④実施⑤私立園における障がいのある児童の受入れを促進するとともに、適切な保育を行うための職員の配置に必要な経費等について補助を毎年度行います

90①乳幼児健康診査②疾病や発達障がい等の早期発見等を行うため、乳幼児に対して、健康診査を実施します③乳幼児健診の受診率（１）４か月児健診（２）10か月児健診（３）１歳６か月児健診（４）３歳児健診④（１）98％２（２）94％（３）97％（４）96％⑤対象者に対し、受診券等の健診案内を確実に行います

91①幼児言語指導事業②小学校に入学する前の子どもが、友達と仲良く遊ぶときや小学校で勉強するときに大切な話し方の練習をします③子どもの発達や言語の遅れに改善がみられたと回答する保護者の割合④80％以上⑤（１）指導員への研修を実施します（２）市内６か所の教室間での指導についての情報の共有を行います

92①放課後児童クラブにおける職員加配②放課後児童クラブにおいて、障がいのある児童の受入状況等に応じて職員の加配を行います③障がい児受入可能クラブ数④83クラブ（全クラブ）⑤運営受託者と連携・協力し、必要な支援員の確保に努めます

市の事業（以下①事業名②事業内容③事業目標④R5目標値⑤目標達成のための計画期間中の取組　※担当課名・SDGｓ関連ゴールは省略）

93①レスパイト事業補助②重症心身障がい児の家族が安心して子どもを託せる場を確保するために、放課後等の預かりを実施する団体に対して補助金を交付します③補助金交付団体数④１団体⑤地域のニーズを踏まえ、類似サービスと比較しながら事業の方向性を検討していきます

94①母子療育訓練センター「静岡市清水うみのこセンター」の運営②親子で通うことのできる「静岡市清水うみのこセンター」において、心身に障がい若しくはつまずきがあると思われる、就学前の乳幼児の支援を行います③利用者アンケートの満足度④90％以上⑤利用者ひとりひとりに丁寧かつ的確な支援を行います

95①静岡市心身障害児福祉センター「いこいの家」における親子教室の実施②「いこいの家」において、親子で参加することができる教室を実施し、発達の心配な乳幼児の子育て支援・家庭支援を行います③年間開催日数④130日⑤利用料金併用制のメリットを生かし、利用率の向上やサービスの向上のための取組について、指定管理者と協議しながら進めていきます

(2)医療的ケアを必要とする障がい児等の支援

法定サービス等　54

事業名称：医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

事業概要：医療的ケア児等が抱える多分野の課題に対して、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対してサービスの紹介、関係機関と医療的ケア児等をつなぐ役割を持つコーディネーターを配置します。

活動指標①：国が定める医療的ケア児コーディネーター配置人数（要医療児者支援体制加算

対象者）

R元年度実績：14人

R3年度目標値：18人

R4年度目標値：19人

R5年度目標値：20人

活動指標②：市が独自に配置する医療的ケア児等コーディネーター配置数（市が独自に設定）

R元年度実績：０人

R3年度目標値：2人

R4年度目標値：2人

R5年度目標値：2人

現状の分析及び課題：

・一人一人の医療的ケア児のためには、福祉や医療等の関係分野について一定の知識を有した者によりその暮らしの設計を手助けできる調整者が必要であることが指摘されています。

・本市では、国が示す医療的ケア児コーディネーター（加算対象者）は14人いますが、市全体を管轄し、関係機関からの相談にも応じることのできるようなコーディネーターは配置されていません。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

市全体を管轄し関係機関からの相談にも応じられる医療的ケア児等コーディネーター２人を配置します。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　55

事業名称：医療的ケア児等支援協議会

事業概要：医療的ケア児等とその家族を地域で支えるため、保健、医療、福祉、教育等の医療的ケア児等支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が集まり、地域の課題や対応策について意見交換をしたり、情報共有をしたりします。

活動指標①：協議会の設置

R元年度実績：設置

R3年度目標値：設置

R4年度目標値：設置

R5年度目標値：設置

現状の分析及び課題：

・令和元年度に協議会を設置し、年４回開催しています。

・令和元年度には、医療的ケア児に関する実態調査を行い、令和２年度から分析を行っています。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・実態調査の分析結果を踏まえ、必要な支援の在り方を検討していきます。

・協議会において、医療的ケア児等コーディネーターの役割、効果的な配置の在り方等について協議を行います。

・協議会において、医療的ケアを必要とする方や重度心身障がい児者を介護できる従事者を増やすために、事業所向けの研修会の実施を検討します。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

市の事業（以下①事業名②事業内容③事業目標④R5目標値⑤目標達成のための計画期間中の取組　※担当課名・SDGｓ関連ゴールは省略）

96①静岡市心身障害児福祉センター「いこいの家」での医療的ケア児の受入②「いこいの家」において、医療的ケアの必要な通園希望児の受入を行います③医療的ケアの必要な通園希望児に対する通園受入児の割合④80％⑤医療的ケアの必要な通園希望児の積極的な受入を行います

97①【新規掲載】市立こども園における医療的ケア児の受入②市立こども園において、医療的ケアの必要な入園希望児の受入を行います③受入の実施④実施⑤・医療的ケアの必要な入園希望児の受入を積極的に行います・事業の周知を行います・実施に向けては、（１）人材確保：医療的ケアを実施する看護師の確保を行います（２）環境整備：医療的ケアの提供に必要なスペースの確保、医療機器の整備を行います（３）人材養成：保育教諭の医療的ケアに関する知識や技術の習得を行います

市の事業（以下①事業名②事業内容③事業目標④R5目標値⑤目標達成のための計画期間中の取組　※担当課名・SDGｓ関連ゴールは省略）

(3)学校教育における障がい児の支援

98①障がいのある児童生徒への就学支援②障がいのある児童が、楽しく学びながら、生活に必要な力をつけることができる学校はどこかを話し合います③就学支援委員会実施回数④年間３回実施⑤（１）障がいのある幼児が在籍するこども園等を通じた周知を行います（２）小・中学校が提出する校内就学支援員会報告の取りまとめを行います

99①特別支援教育推進事業②小・中学校が行っている子どもへの支援がよりよいものになるために、学校に支援をする人を配置したり、相談活動を行ったりします③特別支援教育支援員の配置が、支援が必要な児童生徒によい効果があったという学校の割合④90％以上⑤（１）特別支援教育支援員対象の研修を開催します。（２）特別支援教育支援員活用の好事例を学校間で共有します

100①特別支援教育研修会の開催②学校の先生方を集めて、特別な支援を必要とする子どもが苦手なことや、子どもへの支援のやり方について勉強する会を開きます③受講者アンケートで「理解が深まった」と回答する割合④80％以上⑤（１）学校現場のニーズに応じた講師の選定を行います（２）教員の経験に応じた研修の設定を行います

101①特別支援教育進路指導協議会による進路指導②障がいのある児童が将来安心して働くことができるように、学校と会社の方が協力して、進路についての学習会などを開催します③進路懇談会、進路合同説明会及び卒業生激励会の実施回数④各１回⑤（１）事業の目的を踏まえた開催内容を検討します（２）関係機関との連絡調整を行います

市の事業（以下①事業名②事業内容③事業目標④R5目標値⑤目標達成のための計画期間中の取組　※担当課名・SDGｓ関連ゴールは省略）

102①特別支援教育就学奨励費補助金交付事業②特別支援学級等に通う児童の保護者が負担した学用品等の費用を補助し、経済的負担を軽減します③年３回の支給④実施⑤適切に実施します

103①特別支援連携協議会の運営②子どもへの支援に関係する人が集まり、協力して支援を行うための話し合いをします③静岡市特別支援連携協議会本会議と部会の合計回数④年間８回開催⑤関係機関との連絡調整を行います

７　大分野７　雇用・就労　～働く～

アンケート調査では、18歳以上の障がいのある人で就労（就労継続支援Ａ型や就労継続支援Ｂ型などでの就労を含む）をしているのは全体の40.2％（Ｈ28年度：36.5％）となっており、増加してきています。また、「今後、働きたい」と思う人の割合も44.6%（Ｈ28年度：34.5％）となっており、同様に増加してきています。

障がいのある人が、自分らしく地域で生活していくために、様々な障がいの状態や環境の変化に応じた就労の場の提供や、希望する就労先につなげていくための支援を行っていく必要があります。

本人の思いや希望に沿った就労のあり方を大切にしつつ、経済的な自立を目指すことができるよう、一般就労への移行や工賃向上のための更なる支援を行っていきます。

また、一般就労への移行者や、特別支援学校の卒業生などが、就労することができても職場での人間関係等が理由で離職してしまう人が多いことなどが指摘されています。就労した後の定着についても支援が必要です。

「雇用・就労」分野における施策の柱

(1)就労につなげ、支える支援の充実

(2)障がいの状況や環境の変化に応じた就労の場の確保

(3)福祉的就労における工賃向上の支援

(1)就労につなげ、支える支援の充実

法定サービス等　56

事業名称：就労移行支援

事業概要：一般就労を希望する人に対し、一定の期間において、生産活動などの機会を提供し、就労への移行に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。

活動指標①：利用者数

R元年度実績：190人

R3年度目標値：249人

R4年度目標値：285人

R5年度目標値：326人

活動指標②：累計利用日数／月

R元年度実績：3,238日

R3年度目標値：4,298日

R4年度目標値：4,919日

R5年度目標値：5,627日

活動指標③：事業所数

R元年度実績：16箇所

R3年度目標値：17箇所

R4年度目標値：19箇所

R5年度目標値：21箇所

現状の分析及び課題：

・利用者数、利用日数ともに増加傾向にあります。

・特別支援学校卒業後、直接一般就労などに就職した際、短期間で離職してしまうケースがあることが指摘されています。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・成果指標の達成に向け、「静岡市障害者自立支援協議会」内の「就労支援部会」や連絡会などで、市内事業所の情報共有を行うとともに、必要な取組を検討していきます。

・特別支援学校等と就労移行支援事業所等の連携を深め、就職後の長期的なビジョンを見据え、必要な支援につなげられるようにしていきます。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　57

事業名称：就労定着支援

事業概要：就労移行支援等の利用を経て一般就労した障がいのある人に対し、企業や関係機関等と連携し、就労先で、就労を長く続けることができるように、定着に向けた支援を行う。

活動指標①：利用者数

R元年度実績：47人

R3年度目標値：196人

R4年度目標値：401人

R5年度目標値：819人

活動指標②：累計利用日数／月

R元年度実績：47日

R3年度目標値：173日

R4年度目標値：377日

R5年度目標値：770日

活動指標③：事業所数

R元年度実績：9箇所

R3年度目標値：９箇所

R4年度目標値：10箇所

R5年度目標値：20箇所

現状の分析及び課題：

・利用者数、利用日数ともに増加傾向にあります。

・特別支援学校を卒業後、一旦は就労しても、その後、職場での理解が得られないなどの理由により短期間で離職してしまうケースなどが指摘されています。離職後に就労移行支援等のサービスにつなげ、さらに就労定着支援につなぐような取組を検討する必要があります。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・成果指標の達成に向け、「静岡市障害者自立支援協議会」内の「就労支援部会」や、連絡会などで、市内事業所の情報共有を行うとともに、必要な取組を検討していきます。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

市の事業（以下①事業名②事業内容③事業目標④R5目標値⑤目標達成のための計画期間中の取組　※担当課名・SDGｓ関連ゴールは省略）

104①就職面接会の開催②企業と就労を希望する障がいのある人との情報交換・面接の場を提供します③面接件数④800件⑤（１）市広報紙、ホームページによる周知を行います（２）開催にあたり、共催者である静岡・清水公共職業安定所と連携し、面接会の運営を行います

105①【新規掲載】「就フェス」開催事業②静岡市就労移行支援事業所の事業内容について企業に理解を深めていただき、就労移行から企業への一般就労を促進するための説明会を行います③来場企業数④30⑤少しでも企業が参加しやすくするために、静岡・清水公共職業安定所と連携して障害者就職面接会とのコラボ開催を目指します

106①精神・発達障がい者しごとサポート養成講座②精神・発達障がい者の雇用、職場定着への理解が深まるように、企業の採用担当者向けの講座を開催します③参加者アンケートにおいて、「今後に活かせる内容だった」と回答した割合④80％⑤（１）市広報紙、ホームページによる周知を行います（２）開催にあたり、共催者である静岡・清水公共職業安定所と連携し、講座の運営を行います

107①障がいのある学生のインターンシップの受入②障がいのある学生に対してインターンシップの機会を提供し、働きがいの創出につなげます③報告書の質問でインターンシップの経験が「とても良い経験だった」又は「良い経験だった」と回答した学生の割合④100％⑤特別支援学校等と情報交換を行い、受入の要望があった際には学生の希望との擦り合わせを行い、より充実した内容にします

市の事業（以下①事業名②事業内容③事業目標④R5目標値⑤目標達成のための計画期間中の取組　※担当課名・SDGｓ関連ゴールは省略）

108①静岡市役所での障がい者雇用②法定雇用率を達成するとともに、障がいのある職員も働きやすい環境を整備するための各種取組などを行います③法定雇用率の達成④市長部局2.60％、上下水道局2.60％、教育委員会2.50％⑤（１）法定雇用率達成のために、障がい者の採用を積極的に実施します（２）採用した障がい者の定着を支援するために、生活相談員と共に、障がいのある職員も働きやすい職場環境を整備するため各種取組を実施します

109①静岡市職員採用試験制度における障がいのある人への配慮②静岡市職員採用選考への申込みがあった方に対し、受験の際に希望する配慮について確認し、必要な対応を行います③職員採用選考における障がいのある人への配慮の継続実施④実施⑤職員採用選考申込みの際、点字・拡大印刷問題の希望の有無、車いす又は杖使用の有無、手話通訳又は筆談の必要の有無、パソコンによる受験希望の有無、補装具等の持込使用の有無等を確認し、希望に応じた対応を実施します

(2)障がいの状況や環境の変化に応じた就労の場の確保

法定サービス等　58

事業名称：就労継続支援A型

事業概要：一般就労が困難な障がいのある人について、雇用契約を結んだ上で、就労の機会の提供や生産活動などの機会の提供や、知識や能力の向上のための訓練を行います。

活動指標①：利用者数

R元年度実績：458人

R3年度目標値：527人

R4年度目標値：565人

R5年度目標値：606人

活動指標②：累計利用日数／月

R元年度実績：9,529日

R3年度目標値：11,104日

R4年度目標値：11,905日

R5年度目標値：12,768日

活動指標③：事業所数

R元年度実績：28箇所

R3年度目標値：32箇所

R4年度目標値：34箇所

R5年度目標値：36箇所

現状の分析及び課題：

・利用者数、利用日数ともに過去の傾向から増加を示しており、今後も利用拡大が予想されます。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・成果指標の達成に向け、障がいのある人が希望する就労の在り方を重視しながら、一般就労移行者を増加していくために、「静岡市障害者自立支援協議会」内の「就労支援部会」や連絡会などで、市内事業所の情報共有を行うとともに、必要な取組を検討していきます。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　59

事業名称：就労継続支援B型

事業概要：一般就労が困難な障がいがある人について、雇用契約を結ばずに、就労の機会の提供や生産活動などの機会の提供や、知識や能力の向上のための訓練を行います。

活動指標①：利用者数

R元年度実績：1,372人　R3年度目標値：1,645人　R4年度目標値：1,801人　R5年度目標値：1,972人

活動指標②：累計利用日数／月

R元年度実績：25,379日　R3年度目標値：31,173日　R4年度目標値：34,129日　R5年度目標値：37,369日

活動指標③：事業所数

R元年度実績：85箇所

R3年度目標値：85箇所

R4年度目標値：85箇所

R5年度目標値：92箇所

活動指標④：平均月額工賃

R元年度実績：調査中

R3年度目標値：30,000円

R4年度目標値：30,000円

R5年度目標値：30,000円

現状の分析及び課題：

・利用者数、利用日数ともに過去の傾向から増加を示しており、今後も利用拡大が予想されます。

・平均月額工賃が、全国平均を下回っており、利用者の生活の質（QOL）を維持した上で、工賃を向上させていくことが課題です。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・成果指標の達成に向け、障がいのある人が希望する就労の在り方を重視しながら、一般就労移行者を増加していくために、市内事業所の情報共有を行う連絡会の立ち上げを目指し、その中で必要な取組を検討していきます。

・農・福連携等による事業所と仕事のマッチングを進めることや、工賃向上に向けた事業所への技術的支援等を検討していきます。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　60

事業名称：盲人ホーム運営補助

事業概要：あん摩マッサージ指圧免許等を持つ視覚障がいのある人で、就労が困難な方に必要な技術指導を行い、自立を支援するための施設に運営費を補助します。

活動指標①：利用者数

R元年度実績：４人

R3年度目標値：５人

R4年度目標値：５人

R5年度目標値：５人

活動指標②：実施箇所数

R元年度実績：１箇所

R3年度目標値：１箇所

R4年度目標値：１箇所

R5年度目標値：１箇所

現状の分析及び課題：

視覚障がいのある人の自立した生活に向けた支援となるよう、盲人ホームのあり方や、多面的な就労支援について関係機関と検討を行う必要があります。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・視覚障がいのある人の自立した生活に向けた支援となるよう、盲人ホームのあり方や、多面的な就労支援について関係機関と検討を行います。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

市の事業（以下①事業名②事業内容③事業目標④R5目標値⑤目標達成のための計画期間中の取組　※担当課名・SDGｓ関連ゴールは省略）

110①「農・福連携」の推進②市内の認定農業者に対して農福連携の周知を行うとともに、就労サービス系事業所に対し農福連携の周知及び意向調査を行い、両者の相互理解を深める情報提供を実施します③（１）認定農業者への情報提供の回数（２）就労サービス系事業所への情報提供と意向調査の回数④（１）認定農業者への情報提供の回数（２）就労サービス系事業所への情報提供と意向調査の回数⑤認定農業者や就労サービス系事業所への連絡で農福連携の周知、意向調査を行い、両者に情報提供することで相互理解とマッチングを図り、実質的な連携を進めていきます

111①静岡市ワークステーションの設置②静岡市役所内の軽作業を切り出し、障がいのある職員に集約して担当させるワークステーションを設置し、法定雇用率の達成を目指すとともに、一般企業への就労を支援します③受注（納品）業務数④200件⑤各課に、ワークステーションの設置と業務募集について周知し、連携して業務の集約を進めます。また、障がいのある職員の障がい特性を理解し、それぞれの職員に合った業務の提供、スケジュール管理をすることで、安定的に業務を実施します

(3)福祉的就労における工賃向上の支援

市の事業（以下①事業名②事業内容③事業目標④R5目標値⑤目標達成のための計画期間中の取組　※担当課名・SDGｓ関連ゴールは省略）

112①障がい者就労施設等からの優先調達の促進②障害者優先調達推進法に基づき、調達の方針を定めて、市役所で活用する物品や役務（サービスなど）について、障害者就労施設から積極的に調達を行います③物品及び役務のそれぞれについての調達実績額（年度ごとの実績に応じて目標額を設定）④30,360,000円⑤障害者就労施設から調達できる物品等の情報収集を行い、その内容を全庁的に周知します。また、必要に応じて、優先調達が可能な障害者就労施設の加入を進めていきます

113①福祉ショップ運営事業費補助②障がいのある人の工賃を向上させるため、授産製品の利用を推進するとともに、授産製品を販売する福祉ショップの運営に補助を行います③補助金交付申請受付、検査、交付④実施⑤補助金交付団体との情報共有を図り、より効果的な運営手段を探ります

114①公共施設を活用した自主製品の販売支援②市庁舎に授産製品の販売所を設置し、障がいのある人の工賃向上、働きがいの創出につなげます③継続実施・設置日数の拡大検討④実施⑤授産製品販売団体や管財課との連絡調整、情報共有をし、今後も販売の機会を確保するとともに、より効果的な販売手段を探っていきます

８　大分野８　文化活動・市民生活～楽しむ・参加する～

障がいの有無にかかわらず芸術やスポーツ、生涯学習等の様々な文化活動を楽しみ、暮らしの豊かさを高めていくことができるよう、活動機会を充実させていく必要があります。

202１年に開催が延期された東京オリンピック・パラリンピックを、一過性のものにするのではなく、これを契機とし、障がいのある人のスポーツ活動や文化活動への参加や理解促進を進めていく必要があります。

また、視覚障がいのある人等の読書環境の整備のための取組を進めていきます。

あわせて、障がいのある人も利用しやすい行政サービスの提供に取組んでいきます。

「文化活動・市民生活」分野における施策の柱

(1)文化・スポーツ等を通じた社会参加の推進

(2)生涯を通じた多様な学習・文化活動の機会の提供

(3)行政におけるサービスの利用のしやすさの向上

(1)文化・スポーツ等を通じた社会参加の推進

法定サービス等　61

事業名称：スポーツ教室開催事業

事業概要：日頃スポーツへの参加が難しい障がいのある人のために、スポーツの経験が少ない人でも取り組みやすいスポーツ（フライングディスク、ボッチャ、ボウリングなど）やレクリエーションの体験教室を開催します。障がいのある人の自立と社会への参加を進め、障がいのない人との交流を通じて障がいや障がいのある人への理解を深めます。

活動指標①：開催回数

R元年度実績：４回

R3年度目標値：6回

R4年度目標値：6回

R5年度目標値：6回

活動指標②：参加者数（市が独自に設定）

R元年度実績：225人

R3年度目標値：230人

R4年度目標値：235人

R5年度目標値：240人

活動指標③：利用者アンケートにおける今後もスポーツを続けたい人の割合（市が独自に設定）

R元年度実績：なし

R3年度目標値：70%

R4年度目標値：80%

R5年度目標値：80%

現状の分析及び課題：

・広報による案内や参加者からの口コミにより参加者が増加してきています。

・障がいのある人が休日を楽しく過ごすための場として期待されています。

・スタッフの確保が難しく、各区のスポーツ推進員の協力も必要です。

・新型コロナウイルス対策を意識した運営が必要です。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・参加者アンケートによる満足度やスポーツへの関心を教室の運営に反映していきます。

・新型コロナウイルスを意識した運営を行います。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　62

事業名称：スポーツ大会開催事業

事業概要：障がいのある人もない人も地域で生活する市民として社会への参加を進め、スポーツによる体力を保ち、向上を図り、交流を通じてお互いに新たな出会いや発見をし理解を深めるきっかけとするため、年に１回、葵区または駿河区にてフライングディスクや玉入れなどを行うスポ―ツイベントを開催します。

活動指標①：開催回数

R元年度実績：１回

R3年度目標値：１回

R4年度目標値：１回

R5年度目標値：１回

活動指標②：加者数（市が独自に設定）

R元年度実績：131人

R3年度目標値：140人

R4年度目標値：150人

R5年度目標値：160人

現状の分析及び課題：

・前計画期間は、計画どおり大会を実施し、障がいのある人やその家族等の親睦と交流を促しました。

・参加者が高齢化しており、新規参加者の確保が難しくなっています。

・新型コロナウイルス対策を意識した運営が必要です。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・事業の周知方法を工夫し、参加者の増加につとめます。

・新型コロナウイルスを意識した運営を行います。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　63

事業名称：障害者スポーツフェスティバル事業

事業概要：障がいのある人もない人も地域で生活する市民として社会への参加を進め、スポーツによる体力の維持、向上を図り、交流を通じてお互いに新たな出会いや発見をし理解を深めるきっかけとするため、年に１回、清水区にてパン食い競走や魚釣りゲームなどを行うスポーツイベントを開催します。

活動指標①：開催回数

R元年度実績：１回

R3年度目標値：１回

R4年度目標値：１回

R5年度目標値：１回

活動指標②：参加者数（市が独自に設定）

R元年度実績：1,009人

R3年度目標値：1,000人

R4年度目標値：1,000人

R5年度目標値：1,000人

現状の分析及び課題：

・前計画期間では、計画どおり大会を実施し、障がいのある人やその家族等の親睦・交流を促しました。

・会場の大きさからすると、現在の参加者数が安全に開催することができる限界と考えられるため、今後は参加者数を増やしていくのではなく、1,000人程度を維持していくことが必要です。

・新型コロナウイルス感染防止対策を意識した運営が必要となります。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・新型コロナウイルス感染防止対策を意識した運営を行います。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　64

事業名称：精神障害者スポーツ交流強化事業

事業概要：スポーツを通じて障がいのある人やその家族等の親睦・交流を促進することにより、障がいのある人の社会参加を支援します。

活動指標①：開催回数

R元年度実績：５回

R3年度目標値：５回

R4年度目標値：５回

R5年度目標値：５回

活動指標②：参加者数（市が独自に設定）

R元年度実績：503人

R3年度目標値：500人

R4年度目標値：500人

R5年度目標値：500人

現状の分析及び課題：

・前計画期間では、ボウリング大会、ソフトボール・フットサルの定期練習会、多種目交流会を実施し、スポーツを通じた社会参加、交流の促進を図ることができました。

・新型コロナウイルス対策を意識した運営が必要です。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・交流人数のさらなる増加を図るため、バレーの練習会等、新たな競技の開催に取り組みます。

・新型コロナウイルス対策を意識した運営を行います。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

法定サービス等　65

事業名称：日中一時支援事業

事業概要：創作的活動等の機会の提供をしたり、介護をしている家族の一時的な休息のための日中の一時的な見守りなどの支援に要する費用の一部を助成します。

活動指標①：利用者数

R元年度実績：120人

R3年度目標値：110人

R4年度目標値：110人

R5年度目標値：110人

活動指標②：事業所数

R元年度実績：29箇所

R3年度目標値：29箇所

R4年度目標値：29箇所

R5年度目標値：29箇所

現状の分析及び課題：

・新型コロナウイルスの影響により、利用者が在宅にいることが増え、利用者が減少することが予想されます。

・ウィズコロナでの生活スタイルに変わっていく中で、利用開始時間の見直しにより利用のしやすさを改善し、利用の現状維持をしていく必要があります。

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・日中一時支援の利用開始時間について、本体事業終了後17時以降から本体事業終了後に変更することで、利用者や事業者が制度を利用しやすくします。

・引き続き、日中一時支援事業の適正な利用方法について、窓口を通して周知していきます。

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

市の事業（以下①事業名②事業内容③事業目標④R5目標値⑤目標達成のための計画期間中の取組　※担当課名・SDGｓ関連ゴールは省略）

115①市民参加型舞台公演事業②あらゆる人々が文化芸術活動に参加できるように障がいのある人向けの演劇ワークショップを実施します③演劇ワークショップ（障がい者クラス）の開催④Ｒ４年度の状況により検討⑤開催にあたり業務委託先と連携しワークショップへの当事者への参加を依頼します

116①まちは劇場コンサート事業学校訪問コンサート②校長会や教科会で積極的に周知しコンサート内容に興味を持ってもらえる内容としていきます③学校訪問コンサート実施校数④14校⑤校長会や教科会で積極的に周知しコンサート内容に興味を持ってもらえる内容としていきます

117①全国障害者スポーツ大会への派遣②障がいのある人を全国障害者スポーツ大会や県の大会であるわかふじスポーツ大会に派遣することで、社会参加を促進するとともに市民の障がいへの理解を深めます③全国大会選手選考会（わかふじスポーツ大会）参加者数④400人⑤わかふじスポーツ大会への参加を広く周知し、全国障害者スポーツ大会に向けて静岡市選手団を編成・派遣を実施

118①障がい者スポーツへの理解促進と情報提供の実施②障がいのある人のスポーツ活動に関する理解が深まるように情報発信、イベントを実施③（１）市ホームページへの情報掲載件数（２）障がいのある人と障害のない人の交流イベントの実施回数④（１）２件（２）２回⑤（１）障がいのある人のスポーツ活動について、スポーツ振興課ホームページに掲載（２）総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進員と連携し障がいのある人と障がいのない人との交流イベントを実施

119①市営スポーツ施設の使用料の減免②障がいのある人のスポーツ施設の使用料を減免③継続実施④実施⑤市営スポーツ施設の使用料の減免を実施

(2)生涯を通じた多様な学習・文化活動の機会の提供

法定サービス等　66

事業名称：地域活動支援センター

事業概要：障がいのある人に日中活動の場を提供し、創作活動や交流活動、生産活動を通じて、社会との交流を促進する等の支援を行います。

活動指標①：実施箇所数

R元年度実績：５箇所

R3年度目標値：５箇所

R4年度目標値：５箇所

R5年度目標値：５箇所

活動指標②：実利用者数

R元年度実績：436人

R3年度目標値：437人

R4年度目標値：437人

R5年度目標値：437人

現状の分析及び課題：

・2施設とも定員数は9割を超えており、障がいのある人の日中活動の場として、社会生活を支援するための創作活動や地域交流等を行っていますが、中には出席率が低い利用者もいます。（障害福祉企画課）

・就労継続支援事業所の増加等により、地域活動支援センターの利用者数が減少傾向にあります。社会資源につながるのは良い傾向ですが、8050問題や精神障がいに起因するひきこもりの支援など、新たなニーズに対応していく必要があります。（精神保健福祉課）

目標達成のための計画実施期間中における取組：

・出席率が低い利用者について事業所と連絡を取りつつ見守っていきます。（障害福祉企画課）

・新規利用者の増に向け、関係機関との連携強化やプログラムの見直し・改善に努めます。（精神保健福祉課）

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

市の事業（以下①事業名②事業内容③事業目標④R5目標値⑤目標達成のための計画期間中の取組　※担当課名・SDGｓ関連ゴールは省略）

120①生涯学習施設における障がいのある人を対象とした講座の実施②障がいのある人が生涯を通じた多様な学びができるように講座を行います③継続実施④３施設以上で実施④障がいのある人が生涯を通じた多様な学びができるように生涯学習施設で講座を行います

121①健康づくりに関する講座の開催②生涯いきいきと健康で暮らせるよう、生活習慣病予防など健康に関する各種講座や相談を行います③（１）健康教育教室の参加者数（２）健康まつり地区まつりの参加者数（３）健康相談の利用者数④（１）3,500人（２）9,000人（３）1,600人⑤生活習慣病予防についての出前講座等を壮年期層へ周知し、行動変容につながる健康教育を実施していきます

122①静岡市身体障害者福祉センター「静岡市清水みなとふれあいセンター」の運営②「静岡市清水みなとふれあいセンター」にて、「水泳」や「ボッチャ」、「陶芸」や「書道」など、在宅の身体障がいのある方を対象に、機能訓練的なスポーツやレクリエーション事業を行います③利用者アンケートの満足度④90％以上⑤障害者団体が主催する事業にも積極的に協力するなど、いろいろな事業を展開することで、利用者の満足度を高めていきます

市の事業（以下①事業名②事業内容③事業目標④R5目標値⑤目標達成のための計画期間中の取組　※担当課名・SDGｓ関連ゴールは省略）

123①【新規掲載】市立図書館における福祉サービスの実施②（１）図書館や図書館資料の利用が難しい人に対するサービスとして、点字図書・音訳図書の貸出、宅配による貸出（肢体不自由者が対象）等を行います（２）どなたにもご利用いただける大活字本、LLブック、拡大読書器を用意しています③実施④実施⑤（１）福祉資料（点字図書・音訳図書）の貸出を行います（２）独居の肢体不自由者に宅配による貸出を行います（３）視覚障がい者を対象とした音訳ボランティアによる対面朗読サービスの周知を行います（４）大活字本、LLブックの貸出を行います（５）拡大読書器（中央、西奈、長田、北部）を設置します

(3)行政におけるサービスの利用のしやすさの向上

法定サービス等　67

事業名称：点字・声の広報等の発行

事業概要：文字による情報入手が困難な障がいのある人のために点訳・音訳の方法により市の各種広報紙を発行し障がいのある人が地域で生活する上で必要な情報を提供する

活動指標①：発行種類

R元年度実績：８種類　R3年度目標値：９種類　R4年度目標値：10種類　R5年度目標値：11種類

活動指標②：累計発行回数

R元年度実績：47回　R3年度目標値：48回　R4年度目標値：49回　R5年度目標値：50回

現状の分析及び課題：

・令和元年度は①障がい者（児）福祉のしおり（点字版・音声版）②広報しずおか「静岡気分」（点字全文版・点字縮訳版・音声版）12か月③議会だより（点字版・音声版）年４回④ごみの出し方分別ガイドブック（音声版）（平成30年度～保存版、不足分を複製する方法）を発行

・発行種類の拡大のために全庁的に周知を行っているが発行種類は昨年度と同様に留まっている

②利用者の数が徐々に減少傾向にあるためさらなる周知が必要と考えられる

①現在は希望者に漏れなく提供できているが全体として発行種類が増加しないことが課題

③現在の利用者以外のニーズについて検討する必要がある

④発行種類や発行部数の増加のため周知等を行っていく必要がある

目標達成のための計画実施期間中における取組：

②利用者拡大のための記事を広報しずおかへ掲載する

③議会だよりを音声読み上げ機能がある電子ブックの形態でホームページに掲載することでより多くの人が議会だよりの音訳を聞くことができる環境を整える

④内容がわかりやすくなるよう紙媒体同様に3種類に分けて発行できないか検討する。関係課と協議し窓口に配布依頼をする等配布数が増えるよう工夫

・点字版・音声版広報等の発行種類拡大に向け庁内各課に必要性を周知する

※担当課名・関連する成果指標及び特に関連する基本目標は省略

市の事業（以下①事業名②事業内容③事業目標④R5目標値⑤目標達成のための計画期間中の取組　※担当課名・SDGｓ関連ゴールは省略）

124①ウェブアクセシビリティに配慮した市公式ホームページの提供②平成26年度にリニューアルした、公式ホームページで、ウェブアクセシビリティに準じた機能を継続的に提供します。＜主な機能＞文字拡大、配色変更、音声読上③ウェブアクセシビリティに準じたホームページの運営④実施⑤順次整備を行い、できる限り読みやすく使いやすいホームページを目指し、アクセシビリティに配慮するよう努めます

125①視覚障がいのある人への音訳資料の提供の推進②視覚障がいのある人によりよい音訳資料を提供するため、音訳に関する研修会等を開催し、音訳ボランティアのスキルアップを図ります③（１）音訳ボランティア研修会実施回数（２）講演会実施回数（３）講座実施回数④（１）５回（２）２回（３）１回⑤音訳ボランティアひびきの会と連携し、研修会等の運営を行います

126①公職選挙における障がいのある人への配慮②公職選挙の投票所において障がいのある人へ配慮をおこないます③投票所の形態に合わせた配慮の実施④実施⑤（１）点字による候補者名簿等を投票所に配置します（２）音声版選挙公報の作成及び配付並びに点字版選挙公報の配付を行います（３）原則１階に投票所を開設します（４）投票のための点字器を配置します。（５）低床の記載台を配置します（６）段差解消のための仮設スロープを設置します

障害福祉サービス等の提供基盤の整備について

障害福祉サービス等を提供する事業所数・定員数の「令和元年３月時点での状況」及び「本計画期間中のサービス利用の増加に伴い令和５年度までに新たに必要になる量」は以下のとおりです。

※次期計画では、３年間の増加件数（事業所数・定員数）について、各区ごとに算出することを検討しています。現時点では、３区の合計数を掲載しています。

以下、①R元年度末事業所数（葵区）②R元年度末事業所数（駿河区）③R元年度末事業所数（清水区）④R5年度末までの増加見込事業所数⑤R元年度末定員数（葵区）⑥R元年度末定員数（駿河区）⑦R元年度末定員数（清水区）⑧R5年度末までの増加見込定員数

生活介護　①22　②12　③17　④３　⑤645　⑥280　⑦524　⑥60

自立訓練（機能訓練）①１　②0　③0　④１　⑤20　⑥０　⑦０　⑧20

自立訓練（生活訓練）①２　②0　③１　④１　⑤30　⑥0　⑦0　⑧20

就労移行支援　①10　②3　③３　④5　⑤　156　⑥32　⑦328　⑧100

就労継続支援A型　①9　②10　③9　④8　⑤140　⑥170　⑦144　⑧160

就労継続支援B型　①26　②26　③33　④7　⑤478　⑥544　⑦622　⑧140

就労定着支援　①7　②1　③1　④11　⑤280　⑥40　⑦40　⑧440

療養介護　①２　②１　③0　④0　⑤220　⑥60　⑦0　⑧0

短期入所（福祉型）①8　②7　③0　④0　⑤220　⑥60　⑦0　⑧0

短期入所（医療型）①２　②１　③0

自立生活援助　①0　②0　③0　④3

共同生活援助　①13　②13　③8　④11　⑤201　⑥115　⑦24　⑧145

うち日中サービス支援型　①0　②0　③1　④６　⑤0　⑥0　⑦20　⑧120

施設入所支援　①4　②1　③3　④0　⑤213　⑥60　⑦228　⑧0

障害福祉サービス等の提供基盤の整備について②

以下、①R元年度末事業所数（葵区）②R元年度末事業所数（駿河区）③R元年度末事業所数（清水区）④R5年度末までの増加見込事業所数⑤R元年度末定員数（葵区）⑥R元年度末定員数（駿河区）⑦R元年度末定員数（清水区）⑧R5年度末までの増加見込定員数

計画相談（事業所数ではなく相談支援専門員数）①35　②18　③18　④50

障害児相談支援（事業所数ではなく相談支援専門員数）①28　②9　③15　④48

地域移行支援　①３　②２　③３　④７

地域定着支援　①３　②３　③３　④８

児童発達支援　①21　②9　③4　④42　⑤188　⑥125　⑦35　⑧420

医療型児童発達支援　①0　②0　③0　④1　⑤0　⑥0　⑦0　⑧　10

放課後等デイサービス　①51　③29　③29　④31　⑤462　⑥280　⑦285　⑧310

保育所等訪問支援　①２　②１　③０　④０

居宅訪問型児童発達支援　①１　②０　③０　④０

福祉型障害児入所施設　①1　②0　③0　④0　⑤27　⑥0　⑦0　⑧0

医療型障害児入所施設　①２　②１　③0　④0　⑤220　⑥60　⑦0　⑧0

※　療養介護及び医療型障害児入所支援の葵区220床は、利用希望者の状況に応じて流動的に定員数の中で受入れを行っています。

※　計画相談支援及び障害児相談支援の事業所数（相談支援専門員数）は、専門員１人あたりの計画作成件数を、39件として算出しています。

市の事業（以下①事業名②事業内容③事業目標④R5目標値⑤目標達成のための計画期間中の取組　※担当課名・SDGｓ関連ゴールは省略）

127①社会福祉施設等整備事業費補助②障害福祉サービス事業所等の施設整備に係る費用を助成し、上記計画に基づく施設整備を促進するとともに、施設利用者の福祉の向上を図ります③障がい福祉計画及びニーズに即した施設の整備④共同生活援助等整備検討⑤国による計画策定方針、関係団体へのヒアリング、市民アンケート調査、市内事業者へのヒアリング等の状況を捉え、ニーズに即した施設の整備に対して補助を行います

第５章　計画の推進

１　ＰＤＣＡサイクルによる計画の推進

　今回策定した計画の内容を踏まえて、各事業及びサービスを実施します。実施した内容は年度ごとに評価し、必要な改善を行っていきます。

計画は、令和３年度から５年度までの実績を踏まえて、３年後にまた策定します。静岡市の所管課や、障害者施策推進協議会などの会議に参加する代表者が、市民の皆さんの意見を汲み上げて、実施内容の評価を行います。

Ｐは、計画　Ｐｌａｎ

　静岡市障がい者共生のまちづくり計画の策定にあたって基本的な考え方を示し、施策の方向性やサービスの見込量を設定する。

Ｄは、実行　Ｄо

　計画の内容を踏まえて、各事業及びサービスを実施する。

Ｃは、評価　Ｃｈｅｃｋ

　各施策の年間の実績を把握し、進捗に対する評価を行う。

Ａは、改善　Ａｃｔｉоｎ

　評価を踏まえて、各事業及びサービス基盤整備方針等を見直しする。

１年ごとに評価し、改善して実行します。また、３年ごとに計画期間全体の評価を行い、改善策を計画に反映させます。

評価（Ｃｈｅｃｋ）の体制

　静岡市の関連する取組の所管課は、それぞれの取組の進捗管理を行う。

　障害福祉企画課、精神保健福祉課が事務局となり、静岡市障害者施策推進協議会や個別法により設置する会議体など障がい者福祉に関連する会議体に進捗を報告し、評価と提言をいただくとともに、取組の効果測定を行う。会議体の委員は、障がいのある市民、関係機関、関係団体、事業者学識経験者等から選任する。

施策推進協議会は、施策における課題の分析、個別の会議体との課題共有を行う。

その他の会議体は、個別課題に係る検討、施策推進協議会への検討結果の報告を行う。

他分野にまたがる課題を審議・検討する場合等、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、意見を聞くこともできる。

２　障がい者福祉施策に関係する会議体

障害者基本法に基づく静岡市障害者施策推進協議会

役割

１　障がい者計画の策定にあたり意見を述べること

２　障がい者に係る施策の推進について、必要な事項を調査・審議すること及び施策の実施状況を監視すること

３　関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査・審議すること

障害者総合支援法に基づく静岡市障害者自立支援協議会

役割

地域における障がい者等への支援体制について、課題を共有すること及び②地域の実情に応じた体制の整備について協議すること

※　協議を経て、継続的に課題について審議し、課題解決に向けた方策・取組みが必要と思われるものについては、下部組織として部会　（プロジェクト）を設置することができる。

プロジェクトは具体的な対応策の実施まで継続する。

相談支援事業評価部会、地域生活支援部会、権利擁護・虐待防止部会、就労支援部会、地域移行支援部会、子ども部会、相談支援部会の７つの部会があり、令和２年度から　災害時の障がい者支援に関するプロジェクトを設置

障害者差別解消法に基づく静岡市障害者差別解消支援地域協議会

役割

障がいを理由とする差別の解消を効果的かつ円滑に行うため、必要な情報交換を行うこと、相談事例を踏まえて差別解消に関する協議を行うこと及び関係機関で差別解消に関する取組みを行うこと

発達障害者支援法に基づく静岡市発達障害者支援地域協議会

役割

発達障がい者等への支援体制の整備についての協議や関係者の連携の緊密化を図るとともに発達障害者支援センターの活動状況等についての検証を行うこと

児童福祉法に基づく医療的ケア児等支援協議会

役割

日常生活を営むために医療が必要な障がい児が、適切な支援を受けられるよう、関係機関との連絡調整を行うこと